



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務情報課）…………… 1 1
- 大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市情報公開条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 1 1
- 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 1 3
- 大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（自治振興課）…………… 1 4
- 大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例（企画広報課）…………… 1 4
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 1 5
- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 1 5
- 大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例（保育課）…………… 1 6
- 大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（市立病院総務課）…………… 1 6
- 大和高田市空家等対策の推進に関する条例（営繕住宅課）…………… 1 7
- 大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 1 8
- 大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（学校教育課）…………… 1 9
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）…………… 1 9
- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）…………… 1 9

規則

- 大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則（保険医療課）…………… 2 4
- 大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則（市立病院総務課）…………… 2 9
- 令和元年改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（人事課）…………… 3 1
- 市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（法務情報課）…………… 3 3
- 大和高田市老人ホーム入所判定委員会規則（社会福祉課）…………… 4 3
- 大和高田市指定管理者選定等委員会規則（企画広報課）…………… 4 4
- 大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市立病院総務課）…………… 4 5
- 大和高田市地域福祉計画策定委員会規則（社会福祉課）…………… 4 6
- 大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則（社会福祉課）…………… 4 7
- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則（企画広報課）…………… 5 1

○大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部を改正する規則（地域包括支援課）	5 2
訓令	
○大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（企画整備課）	5 3
○大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（企画広報課）	5 4
○大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（社会福祉課）	5 5
○令和2年度大和高田市立病院医療事務業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（市立病院総務課）	5 6
○大和高田市地域包括ケアシステム構築会議設置要綱の全部を改正する訓令（地域包括支援課）	5 7
○大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程の一部を改正する訓令（法務情報課）	5 9
告示	
○公示送達（収納対策室）	5 9
○公示送達（ 〃 ）	6 0
○公示送達（ 〃 ）	6 0
○大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱の一部を改正する告示（保険医療課）	6 0
○大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱（保険医療課）	6 1
○引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	6 3
○令和2年度大和高田市一般会計予算等の公表（財政課）	6 4
○令和2年し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示（環境衛生課）	9 3
○大和高田市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱の一部を改正する告示（健康増進課）	9 3
○市道路線認定に関する告示（土木管理課）	9 3
○市道の区域の決定に関する告示（ 〃 ）	9 5
○市道路線変更に関する告示（ 〃 ）	9 6
○市道の区域の変更に関する告示（ 〃 ）	9 6
○市道の供用の開始に関する告示（ 〃 ）	9 7
○市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示（ 〃 ）	9 7
○大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱を廃止する告示（企画広報課）	9 8
○大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示（市民課）	9 9
○指定代理納付者の指定の告示（企画広報課）	1 0 6
○収納事務委託の告示（ 〃 ）	1 0 7
○固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間（税務課）	1 0 7
○大和高田市子育てサポート事業実施要綱の一部を改正する告示（児童福祉課）	1 0 7

○収納事務委託の告示（環境衛生課）	111
○収納事務委託の告示（生活安全課）	112
○指定代理納付者の指定の告示（収納対策室）	112
○放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	113
○大和高田市総合福祉会館に係る指定管理者の指定（社会福祉課）	113
○大和高田市高田温泉さくら荘に係る指定管理者の指定（ 〃 ）	114
○大和高田市地域包括ケア会議設置要綱を廃止する告示（地域包括支援課）	114
公告	
○自動車臨時運行許可番号標の無効（市民課）	115
○農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）	115
○大和都市計画道路事業の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	115
○令和2、3年度大和高田市指定ごみ袋当配送業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	115
○令和2年度大和高田市ケアプラン点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	118
○大和高田市都市計画マスタープラン策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約管理室）	120
○片塩小学校既存校舎解体及び備蓄倉庫、外部便所倉庫新築工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	123
議会	
○大和高田市議会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市議会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（議会事務局）	126
教育委員会	
○教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課）	126
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	127
○選挙管理委員会の招集（ 〃 ）	127
○大和高田市選挙管理委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程（ 〃 ）	127
○平成31年4月21日執行の大和高田市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨（ 〃 ）	128
○平成31年4月21日執行の大和高田市議会選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨（ 〃 ）	128
○大和高田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（ 〃 ）	128
農業委員会	
○農業委員会4月定例委員会の招集（農業委員会）	128
監査委員	
○大和高田市監査委員が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程（監査委員事務局）	129
固定資産評価委員	
○大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び	

大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を
廃止する規程（固定資産評価委員事務局）…………… 129

公平委員会

○大和高田市公平委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市公
平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（公平委員会
事務局）…………… 130

公営事業

○上下水道事業会計規程の一部を改正する規程（下水道課）…………… 130

○大和高田市上下水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程及び大和
高田市上下水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する
規程（水道総務課）…………… 130

○大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定（ 〃 ）…………… 138

○配水管布設替工事（S01）に関する条件付き一般競争入札公告（水道工
務課）…………… 138

公布された条例のあらまし

◇地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法を引用する条項に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

2 内容

次の条例における引用条項の条ずれを改めます。

第1条 大和高田市監査委員条例（第10条関係）

第2条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例（第6条関係）

第3条 大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第5条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市情報公開条例の一部を改正する条例

1 理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義の新設等がなされた趣旨を踏まえ、同法に準じた改正を行うほか、オンライン結合の制限の規定の見直し等規定の整備を行うものです。

2 内容

1 大和高田市個人情報保護条例の一部改正（第1条の改正）

(1) 個人情報の定義の明確化（第2条）

個人情報該当性の判断を容易にするため、DNA、顔、声紋、指紋等の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号や、旅券番号、基礎年金番号等のサービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号を個人識別符号と定義し、これらの符号も個人情報であることを明確化します。

(2) 要配慮個人情報の定義及び取扱い（第2条第3号）

人種、信条、病歴等の取扱いに注意を要する個人情報を要配慮個人情報と定義し、当該情報を市が取り扱う際はあらかじめ公表することを明記します。

(3) オンライン結合制限規定の緩和

国の技術的助言やこれまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、電子計算機の結合方法が信頼性の高いものについては、審議会への諮問を不要とします。

(4) 審議会機能の付加（第14条第2項）

個人情報の取扱いの適正化を図るため、各実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始する際に届け出ることとされた内容について、審議会へ報告することとします。

(5) その他所要の改正

2 大和高田市情報公開条例の一部改正（第2条による改正）

(1) 1 個人情報の定義の明確化（第6条）

個人情報の定義に個人識別符号が含まれることが明記されたことを受け、情報公開制度においても同様の措置を講じます。

(2) その他所要の改正

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「法別表第二主務省令」という。）の改正により、母子保健法上の一定の事務について、情報連携（情報提供ネットワークシステムを通じて他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会又は提供することをいう。以下同じ。）ができる法的環境が整備されたことを受けて、当該事務に係る個人情報と個人番号を結合し、情報連携に必要な手続を進めています。これと併行して、行政手続の効率化と住民の負担軽減の観点から、従来行政機関内で目的外利用してきた一定の個人情報であって法別表第二主務省令において定められなかったものについて、庁内連携（行政機関内で、特定個人情報を利用することをいう。）ができる法的環境を整備するべく、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、所要の規定を整備するものです。

2 内容

母子保健法による未熟児の訪問指導に関する事務において、母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報を庁内連携できるよう別表に追加します。（第4条及び別表第2関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、引用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の題名が名称変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内容

書面審理を行う場合の市長に対する弁明書の提出をオンライン上で行うことができる旨を規定する条項において、引用する法律の名称を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めます。（第7条関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 理由

地域包括ケアシステムの推進に資するため、附属機関として設置している大和高田市地域包括ケア会議の担当事務である高齢者の保健、医療、福祉及び介護に係るサービスの総合調整に関する事務を他の機関の事務に集約することに伴い、当該会議の名称及び担当事務を改めるほか、新たに市長の附属機関として「大和高田市地域福祉計画策定委員会」を設置するものです。

2 内容

1 附属機関である「大和高田市地域包括ケア会議」の名称を「大和高田市老人ホーム入所判定委員会」に変更するとともに、担当事務のうち「高齢者の保健、医療、福祉及び介護に係るサービスの総合調整に関する事項」を削除します。（第2条関係）

2 地域福祉計画の策定に関する調査及び審議並びに答申に関する事項を担当事務とする「大和高田市地域福祉計画策定委員会」を市長の附属機関に追加します。（第2条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の任用に応じた方法でサービスの宣誓を行うことができるよう規定の整備を行うほか、県費負担教職員が適切にサービスの宣誓を行うことができるよう、所要の改正を行います。

2 内容

- 1 任命権者に対して行うものとされているサービスの宣誓について、県費負担教職員にあつては、市教育委員会に対して行うものとします。（第2条関係）
- 2 任命権者又は市教育委員会は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、会計年度任用職員以外の職員と別段の定めをすることができることとします。（第2条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

議会の議員が附属機関の構成員の職以外の特別職非常勤の職を兼ねる場合について、役務の対価として報酬を支出することができるよう所要の改正を行うほか、附属機関の新設及び名称の変更に伴う規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 議会の議員が兼務する非常勤特別職の職員の報酬を受けることができない場合を、監査委員以外の職を兼ねる場合から、附属機関の構成員の職を兼ねる場合に改めます。（第4条関係）
- 2 新たに附属機関に設置される「大和高田市地域福祉計画策定委員会」の委員の報酬を定めます。（別表第1及び附則第4項関係）
- 3 「大和高田市地域包括ケア会議」の名称が「大和高田市老人ホーム入所判定委員会」に改められることに伴い、報酬の支給対象を「地域包括ケア会議の委員」から「老人ホーム入所判定委員会の委員」に改めます。（別表第1関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例

1 理由

市民交流センター託児室の利用者の増加を図るため、託児室の使用料を引き下げる改正を行うものです。

2 内容

託児室の使用料を、次のとおり改定します。（別表第1関係）

区分	改定前	改定後
3歳未満児	1人1時間につき700円	1人1時間につき500円
3歳以上児	1人1時間につき500円	1人1時間につき400円

3 施行期日

令和2年6月1日

◇大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

1 理由

大学等における修学の支援に関する法律の施行により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯への授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を支援内容とする高等教育の修学

支援新制度が令和2年度から実施されることに伴い、本市が設置する看護専門学校において減免対象者として認定した者への入学金及び授業料の減免等を行うため、関係する規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料及び入学金の減免の適用を受ける者に係る当該授業料及び入学金の還付及び徴収猶予に関する規定を新設するとともに、入学金について、減免、還付及び徴収猶予を行うことができるようにします。（第4条、第5条及び第6条関係）
- 2 上記の改正に伴い、条文の構成を改めます。（第2条～第7条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市空家等対策の推進に関する条例

1 理由

空家等の適切な管理等に関し、空家等に関する施策を市民とともに推進することにより、安全で安心な地域社会の実現に寄与するため、市民等の責務、関係機関等との連携について定めるほか、空家等対策の推進に関する特別措置法のみでは、緊急時における市民の生命、身体及び財産の保護を実施できないという状況に鑑み、これを実施できる根拠規定を定めるものです。

2 内容

- 1 条例を制定する目的を定めます。（第1条関係）
- 2 用語の定義を定めます。（第2条関係）
- 3 空き家等に関する施策を市民とともに推進するため、市民等の責務を定めます。（第3条関係）
- 4 空き家等に関する施策を推進するに当たって、関係機関等との連携について定めます。（第4条関係）
- 5 生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときに、当該危険を回避するための緊急安全措置を定めます。（第5条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

1 理由

民法の一部改正に伴い、敷金の充当、修繕費用の負担等の入居者による原状回復に関する規定の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

2 内容

- 1 敷金に関する規定の明文化に伴い、敷金充当に関する規定を追加します。（第19条関係）
- 2 修繕費用の負担に関する規定の明文化に伴い、所要の文言整理を行います。（第21条及び第22条関係）
- 3 住宅の明渡請求を行ったときに徴収する額の利率を「年5分の割合」から「法定利率」に改めます。（第42条関係）
- 4 その他所要の改正

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 理由

放課後児童指導員の資格要件を緩和する経過措置の適用を受ける「みなし支援員」のみで運営している事業所については、当該経過措置の期間が終了することにより事業継続が困難となるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該経過措置の期間を延長するものです。

2 内容

放課後児童支援員に求める資格要件を緩和する期間について、令和2年3月31日までであったものを3年間延長します。（附則第3条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【保険医療課】

○理由 国民健康保険税の算定基準を定める地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定所得が引き上げられたことを受け、本市においても同様の措置を講じ、軽減対象者の拡大を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

○内容 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとします。（第21条関係）

(1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げます。

(2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げます。

○関係法令 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）

○施行期日 令和2年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

○理由 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要規定の整備を行うものです。

○内容 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う改正（第1条による改正 第28の2条、第28の3条関係、及び第2条による改正関係）

(1) 令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平及び男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するため、所得控除及び非課税措置に関する規定を改めます。

2 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握及び課税の公平性の確保の観点から、納税義務の特定を行うための改正（第1条による改正 第52条、第65条の3関係）

(1) 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している相続人等に対して氏名や住所等必要な事項を申告させることができることとなることに伴い、当該申告に係る提出期限及び必要な事項を定めます。

(2) 調査を尽くして固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合は、事前に使用者に通知したうえで、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとします。

3 製造たばこの輸出等に係る課税免除手続の簡素化（第1条による改正 第88条及び第90条関係）

- 4 肉用牛の売却による事業所得の課税特例に係る適用期限の延長（第1条による改正 附則第8条関係）
- 5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例に係る適用期限の延長（第1条による改正 附則第17条の2関係）
- 6 その他所要の規定の整備

- 関係法令
 - ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
 - ・地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）
 - ・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）
- 施行期日 令和2年4月1日

条 例**条例第2号**

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大和高田市監査委員条例の一部改正)

第1条 大和高田市監査委員条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(大和高田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第3号

大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市情報公開条例の一部を改正する条例
(大和高田市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号中「、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第1項第7号中「実施機関が」を「市長が規則で」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「及び収集方法」を削り、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 第8条ただし書又は第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

第6条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第6条第4項に次の1号を加える。

(4) 個人情報の本人の数が市長が規則で定める数に満たない事務

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を大和高田市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる。

第7条第2項中「実施機関は」の次に「、要配慮個人情報のうち」を加え、「大和高田市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)」を「審議会」に改める。

第8条第5号中「侵害すること」を「不当に侵害するおそれ」に改める。

第8条の2第2項中「同意があり」を「同意があるとき」に改める。

第9条第1項第5号中「侵害すること」を「不当に侵害するおそれ」に改める。

第10条中「市の」を削り、同条ただし書中「法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 他の実施機関と結合するとき。

(3) 地方公共団体総合行政ネットワーク(総務省組織令(平成12年政令第246号)第47条第5号に規定する地方公共団体総合行政ネットワークをいう。)により結合するとき。

(4) 実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する

行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第16条に次の1項を加える。

- 2 開示請求に係る個人情報に前条第1号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第32条第2項中「費用」を「費用として市長が規則で定める額」に改める。

第42条中「実施機関が」を「市長が規則で」に改める。

（大和高田市情報公開条例の一部改正）

第2条 大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

第6条第1号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

第24条中「実施機関が」を「市長が規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の大和高田市個人情報保護条例の規定による請求その他の行為に対する実施機関の行う決定その他の行為は、改正後の大和高田市個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正前の大和高田市情報公開条例の規定による請求その他の行為に対する実施機関の行う決定その他の行為は、改正後の大和高田市情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条例第4号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

18 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市固定資産評価審査委員会条例(昭和33年条例第24号)の一部を次のように改正する。
 第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第6号

大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大和高田市附属機関設置条例(昭和36年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大和高田市地域包括ケア会議」を「大和高田市老人ホーム入所判定委員会」に改め、「高齢者の保健、医療、福祉及び介護に係るサービスの総合調整に関する事項並びに」を削り、

大和高田市指定管理者選定等委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消し又は業務の停止に関する事項の審査及び審議に関する事項
------------------	---

」を

大和高田市指定管理者選定等委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消し又は業務の停止に関する事項の審査及び審議に関する事項
大和高田市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する調査及び審議並びに答申に関する事項

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第7号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、教育委員会。以下同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第8号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「他の非常勤の特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき」を「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関の構成員の職を兼ねる場合においては、当該構成員としての」に改め、ただし書を削る。

附則第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項の見出しとして「（報酬額の特例）」を付し、同項中「平成31年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「地域包括ケア会議」を「老人ホーム入所判定委員会」に、「及び文化会館運営協議会の委員」を「、文化会館運営協議会の委員、指定管理者選定等委員会の委員及び地域福祉計画策定委員会の委員」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項を削る。

別表第1中

「

地域包括ケア会議の委員	日額	12,000円
-------------	----	---------

」を

「

老人ホーム入所判定委員会の委員	日額	12,000円
-----------------	----	---------

」に、

「

指定管理者選定等委員会の委員	日額	12,000円
----------------	----	---------

」を

「

指定管理者選定等委員会の委員	日額	12,000円
地域福祉計画策定委員会の委員	日額	12,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第9号

大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例

大和高田市市民交流センター条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 託児室の部3歳未満児の項金額の欄中「700円」を「500円」に改め、同部3歳以上児の項金額の欄中「500円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料について適用し、施行日前に領収する使用料については、なお従前の例による。

条例第10号

大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例（昭和61年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（授業料等の額）

第2条 看護専門学校の授業料、入学考査料及び入学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

（1） 授業料 年額360,000円。ただし、休学する者の授業料については、当該休学の期間中は徴収しない。

（2） 入学考査料 20,000円

（3） 入学金 100,000円。ただし、市内に在住する者については50,000円とする。

第3条の見出しを「(授業料等の徴収)」に改め、同条中「4月30日」を「4月末日まで」に、「9月30日」を「9月末日までの間に徴収するもの」に改め、同条に次の3項を加える。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前期分又は後期分の授業料を分割して徴収することができる。

3 入学考査料は、入学願書受理の際に徴収する。

4 入学金は、入学意思表示通知書受理の際に徴収する。

第4条から第6条までを次のように改める。

（減免）

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料及び入学金を減免することができる。

（還付）

第5条 既納の授業料及び入学考査料並びに入学金は、還付しない。ただし、次に掲げるときには、授業料及び入学金を還付することができる。

（1） 退学又は転学若しくは休学した者に過納の授業料がある場合であって、保証人の申出がなされたとき。

（2） 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料及び入学金の減免を行うとき。

（3） 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（徴収猶予）

第6条 市長は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるときには、授業料及び入学金の徴収を猶予することができる。

（1） 大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料及び入学金の減免の適用を受けるための申請を受理したとき。

（2） 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第11号

大和高田市空家等対策の推進に関する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市空家等対策の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、空家等の適切な管理等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する施策を市民とともに推進するために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境を確保し、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（市民等の責務）

第3条 市民は、空家等の適切な管理及び活用の推進についての理解と関心を深め、空家等の発生を防止するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（関係機関等との連携）

第4条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関及び一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項の認可地縁団体をいう。）その他の住民自治組織に対し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（緊急安全措置）

第5条 市長は、空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を行うことができる。

2 前項の措置の責任者は、その者が措置の責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知できないときは、当該措置の内容を公告することをもってこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の措置に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を含め、所有者等に対し、文書をもってその納付を命じることができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第12号

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「又は既存入居者若しくは同居者」を「、既存入居者若しくは同居者」に、「あるとき」を「あること」に改める。

第9条第3項中「抽せん」を「抽選」に改め、同条第5項中「寡婦」を「寡婦若しくは寡夫」に、「割り当て」を「割当て」に改める。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅等の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第22条第3号中「に規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第31条第1項及び第33条第1項中「第14条第1項本文」を「第14条第1項」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第54条中「、「前2条」を「前2条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の大和高田市営住宅条例第42条第3項に規定する利息については、なお、従前の例による。

条例第13号

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例第14号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第15号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（大和高田市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第40条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に、「これを固定資産課税台帳に登録し」を「固定資産課税台帳に登録し、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第54条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第65条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第65条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（3） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第66条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第88条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、

「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第90条第1項中「第88条第2項」を「第88条第3項」に改める。

第118条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

第128条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「第54条第4項」を「第54条第8項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の3の2を削る。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第18条の15中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第20条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条から第23条までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第24条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第26条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第29条中「第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大和高田市税賦課徴収条例第12条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

（2） 削除

附則第1条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受け

るものを除く。)について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第65条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項並びに次条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第●号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第29条の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第7条 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第22号)の一部を次

のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第8条 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年度以後」を「令和元年度以後」に改める。

規 則

規則第16号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「民法（明治29年法律第89号）に定める」を「民法（明治29年法律第89号）

第877条に規定する」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層	徴収基準月額 (円)	徴収基準加算月額 (円)
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等	0	0

	の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯				
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯		5,400	540	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 (円)			
		D 1	15,000 円以下	7,900	790
		D 2	15,001～21,000	10,800	1,080
		D 3	21,001～51,000	16,200	1,620
		D 4	51,001～87,000	22,400	2,240
		D 5	87,001～171,300	34,800	3,480
		D 6	171,301～252,100	49,400	4,940
		D 7	252,101～342,100	65,000	6,500
		D 8	342,101～450,100	82,400	8,240
		D 9	450,101～579,000	102,000	10,200
		D 1 0	579,001～700,900	123,400	12,340
		D 1 1	700,901～849,000	147,000	14,700
		D 1 2	849,001～1,041,000	172,500	17,250
		D 1 3	1,041,001～1,222,500	199,900	19,990
		D 1 4	1,222,501～1,423,500	229,400	22,940
D 1 5	1,423,501 円以上	全額	左の徴収基準月額 額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円		
備考	1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同				

法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額を算定する場合には、未熟児等及びその未熟児等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 徴収月額の特例

(1) 同一世帯から2人以上の未熟児等が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な未熟児等以外の未熟児等については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1か月未満の者については、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する（ただし、D15階層を除く。）。

その月の入院期間

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 未熟児等の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、未熟児等本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

4 世帯階層区分の認定は、当該未熟児等の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に未熟児等を扶養しているもののうち、当該未熟児等の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものとする。

5 この表の「全額」とは、当該未熟児等の措置に要した費用につき、市長が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

- 6 災害等により、前年度と該当年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
- 7 次のいずれかに該当する者であって当該事実を明らかにすることができる書類を提出したものについては、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号の総所得金額、退職所得金額及び山林所得の合計額をいい、1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。
- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）に限る。）を有するもの（次号に掲げる者を除く。）
- (2) (1) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 8 備考7の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、備考1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、備考7第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、備考7第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

(表)

世帯調書

申請者氏名		本人氏名	
-------	--	------	--

本人の属する世帯構成	世帯構成員名		本人との続柄	性別	生年月日	個人番号	階層区分	市町村民税額	備考
世帯外扶養義務者	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

※ 階層区分は記載しないでください。

（裏）

記 載 要 領

- 1 「世帯構成員名」の欄には、未熟児等本人を含めて未熟児等と生計を一にしている者を全員記入してください。
- 2 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外の扶養義務者で現に未熟児等に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。
- 3 市町村民税等の証明書は、扶養義務者全員の分を添付してください。ただし、公簿等により確認することができる場合及び扶養義務者（満18歳未満の者）で未就業である場合は、証明書は不要です。

市町村民税等の証明書

収入（市町村民税等）情報	添付証明書
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（単給を含む。）	生活保護受給証明書
2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	支援給付を受けている証明書
3 上記以外の方	市（区町村）民税の課税証明書又は非課税証明書

【備考】

- (1) 1月から7月までに申請をする場合は、前々年分の所得を証明する書類、8月から12月に申請する場合は、前年分の所得を証明する書類を提出してください。
- (2) 現在無職であっても前々年分（1月から7月までに申請の場合）又は前年分（8月から12月までに申請の場合）の市町村民税を課税されている場合は、市町村民税を証明する書類を提出してください。
- (3) 前々年分（1月から7月までに申請の場合）又は前年分（8月から12月までに申請の場合）の市町村民税を課税されている方が2人以上いる場合は、それぞれの証明書を提出してください。
- (4) 市町村民税の所得（課税）証明書は、各種控除が明記されているものを提出してください。

様式第10号中「所得税額」を「市町村民税額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第2号

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則

大和高田市病院事業会計規則（平成19年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「、賃金」を削り、「、退職給与費」を「及び退職給与費」に改める。

第28条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表中

「

給与費	賞与引当金繰入額	事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分
	賃金	
	報酬	

」を

「

給与費	賞与引当金繰入額	事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分
	報酬	

」に、

「

経費	報償費	
	賃金	
	厚生福利費	職員に対する法定外福利費

」を

「

経費	報償費	
	厚生福利費	職員に対する法定外福利費

」に、

「

看護専門学校費	賞与引当金繰入額	
	賃金	

	報酬	
--	----	--

」を

「

看護専門学校費	賞与引当金繰入額	
	報酬	

」に、

「

訪問看護ステーション費	賞与引当金繰入額	
	賃金	
	報酬	

」を

「

訪問看護ステーション費	賞与引当金繰入額	
	報酬	

」に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則第3号

令和元年改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則を次のように定める。

令和2年3月16日

大和高田市長 堀内 大造

令和元年改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則

(適用除外職員)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第19号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 改正条例第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号。以下この条及び次条において「改正前給与条例」という。）第8条第1項に該当していた職員であって、改正前給与条例第8条の規定を適用するとしたならば同条第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 改正条例附則第4項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員
- (3) 令和2年3月1日において改正条例第2条の規定による改正前給与条例第8条第1項に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に改正前給与条例第8条第1項に該当しないこととなった職員
- (4) 令和2年3月2日から同月31日までの間に改正前給与条例第8条の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第2項の規定により算出される住居手当の月額が2,000円以下となったもの

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第2条 改正条例附則第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第8条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

（1） 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第4項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

（2） 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額
（確認及び決定）

第3条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第8条の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号。以下「給与規則」という。）第4条の7第1項に規定する住居届その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第4項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第4条 改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同条例附則第4項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の準用）

第5条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則第4条の7から第4条の11まで（第4条の10第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第4条の7第1項中「新たに条例第8条第1項の職員としての要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第19号）附則第4項及び第5項の規定による住居手当を受けている職員は、その住居、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第4条の8第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年規則第3号）第3条又は前項」と、同規則第4条の10第2項中「改定する。この場合において、前項ただし書の規定は住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

2 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の7に次の1項を加える。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

第4条の11の次に次の1条を加える。

（令和3年4月1日における届出の特例）

第4条の12 令和3年3月31日において一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第19号）附則第4項及び第5項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第8条第1項に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第4条の7第1項の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年規則第3号）第5条において準用する第4条の7第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

規則第4号

市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（市長が保有する公文書の開示に関する規則の一部改正）

第1条 市長が保有する公文書の開示に関する規則（平成11年規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市情報公開条例施行規則

第1条中「、市長が保有する公文書について」を削り、「の施行に関し、必要な」を「第24条の規定に基づき、実施機関が保有する行政文書の開示について必要な」に改める。

第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第3項並びに第10条中「市長」を「実施機関」に改める。

第11条第1項中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「市長」を「実施機関」に、「陳述する」を「述べる」に、「その陳述を聴かずに」を「意見を述べる機会を与えずに」に改める。

第12条中「市長」を「実施機関」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		金額	
写しの作成に要する費用	文書又は図画（マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。）	乾式複写機による用紙への複写（白黒）	用紙1枚につき10円
		乾式複写機による用紙への複写（カラー）	用紙1枚につき20円
	マイクロフィルム	用紙への印刷	用紙1枚につき80円
	写真フィルム	印画紙への印画	1枚につき 30円

	スライド	印画紙への印画	1枚につき 100円
	録音テープ	陸音カセットテープへの複写	1巻につき 430円
	ビデオテープ	ビデオカセットテープへの複写	1巻につき 580円
	電磁的記録	用紙への出力（白黒）	用紙1枚につき10円
		用紙への出力（カラー）	用紙一枚につき20円
		光ディスクへの複写	1枚につき 350円
	その他の方法により写しを作成する場合		当該作成に要する費用
写しの送付に要する費用	公文書の写しを送付する場合	当該送付に要する費用	当該送付に要する費用

備考

- 1 写しを交付する用紙は、日本産業規格A列3番までのものを用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の個人情報記録された公文書の写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷等するときは、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号中「大和高田市長 殿」を「宛先（実施機関名）」に改め、様式第2号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第3号から様式第6号までの規定中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「_____に対して」に、「大和高田市長と」を「_____と」に改め、様式第7号から様式第10号までの規定中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第11号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「_____に対して」に、「大和高田市長と」を「_____と」に改め、様式第12号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改める。

（市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正）

第2条 市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年規則第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市個人情報保護条例施行規則

第1条中「市長」を「実施機関」に改める。

第3条第1項中「第6条第1項前段」を「第6条第1項」に改め、「個人情報取扱事務の開始の」を削り、「個人情報取扱事務開始届」を「個人情報取扱事務登録簿」に改め、同条第2項中「第6条第1項第7号に規定する実施機関が定める事項」を「第6条第1項第9号の規則で定める事項」に改め、同項第1号中「開始年月日」を「開始（変更）年月」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 特定個人情報の収集の有無

第3条第2項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、同条第3項中「第6条第1項後段の規定による個人情報取扱事務の変更の届出及び第2項」を「第6条第2項」に、「個人情報取扱事務変更・廃止届」を「個人情報取扱事務廃止届」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第6条第5項第4号の規則で定める数は、1人とする。

第5条第1項中「個人情報目的外利用申請書」を「個人情報目的外利用・提供申請書」に改め、同条第2項中「個人情報目的外利用可否決定通知書」を「個人情報目的外利用・提供可否決定通知

書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（目的外提供に係る申請等）

第5条の2 条例第9条第1項ただし書の規定による利用目的以外の目的のための個人情報の提供（以下「目的外提供」という。）を受けようとする他の実施機関の課の長は、当該個人情報を所管する課の長に個人情報目的外利用・提供申請書を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

2 前項本文の規定による申請があったときは、当該申請に係る個人情報を所管する課の長は、その可否を決定し、個人情報目的外利用・提供可否決定通知書により当該申請をした課の長に通知するものとする。

第6条第1項中「による個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を受けようとするものは、市長」を「による利用目的以外の目的のための個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を受けようとする実施機関以外のものは、実施機関」に改め、同条第3項中「市長」を「実施機関」に、「申請をしたもの」を「申請をした者」に、「外部提供をするとき」を「実施機関」に改める。

第11条第1項第1号中「旅券」の次に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を加え、同項第3号及び第4号中「印鑑登録証明書を添付した」を「署名又は押印のある」に改め、同条第2項中「旅券」の次に「、個人番号カード」を加える。

第13条第1項及び第2項、第14条第1項及び第3項中「市長」を「実施機関」に改める。

第21条第1項第1号中「個人情報の目的外利用」を「個人情報の目的外利用、目的外提供」に、「個人情報目的外利用又は外部提供中止決定通知書」を「個人情報目的外利用・提供又は外部提供中止決定通知書」に改め、同項第2号中「個人情報の目的外利用」を「個人情報の目的外利用、目的外提供」に、「個人情報目的外利用又は外部提供部分中止決定通知書」を「個人情報目的外利用・提供又は外部提供部分中止決定通知書」に改め、同項第3号中「個人情報の目的外利用」を「個人情報の目的外利用、目的外提供」に、「個人情報目的外利用又は外部提供不中止決定通知書」を「個人情報目的外利用・提供又は外部提供不中止決定通知書」に改める。

第24条中「市長」を「実施機関」に改める。

第25条第1項中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「市長」を「実施機関」に、「陳述する」を「述べる」に、「その陳述を聴かずに」を「意見を述べる機会を与えずに」に改める。

第26条中「市長」を「実施機関」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第22条関係）

区分		金額	
写しの作成に要する費用	文書又は図画（マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。）	乾式複写機による用紙への複写（白黒）	用紙1枚につき10円
		乾式複写機による用紙への複写（カラー）	用紙1枚につき20円
	マイクロフィルム	用紙への印刷	用紙1枚につき80円
	写真フィルム	印画紙への印画	1枚につき30円
	スライド	印画紙への印画	1枚につき100円
	録音テープ	陸音カセットテープへの複写	1巻につき430円

	ビデオテープ	ビデオカセットテープへの 複写	1巻につき 580円
	電磁的記録	用紙への出力（白黒）	用紙1枚につき10円
		用紙への出力（カラー）	用紙一枚につき20円
		光ディスクへの複写	1枚につき 350円
	その他の方法により写しを作成する場合		当該作成に要する費用
写しの送 付に要す る費用	個人情報の写しを送 付する場合	当該送付に要する費用	当該送付に要する費用

備考

- 1 写しを交付する用紙は、日本産業規格A列3番までのものを用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の個人情報記録された公文書の写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷等するときは、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

実施機関の名称	事務区分 <input type="radio"/> 全庁共通 <input type="radio"/> 固有		登録No.		
開始年月	所属	部	課	コード	
最終変更年月					
1 事務の名称					
2 事務の目的					
3 対象者の範囲	4 個人情報の人数			人	
5 記録項目	基本的事項		家庭・社会	資産・収入	その他※1~3の記載欄
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 資産状況		
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 収入状況		
	<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 課税・納税		
	<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 口座番号		
	<input type="checkbox"/> 電話・メール	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 公的扶助		
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> その他(※2)		
	<input type="checkbox"/> 印影	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰	その他の事項		
	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 (身体の一部の特徴)	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 意見・要望		
	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 (年金等公的番号)	<input type="checkbox"/> その他(※1)	<input type="checkbox"/> 相談内容		
要配慮個人情報					
センシティブ情報			<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続	
<input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教	※ 収集根拠	<input type="checkbox"/> 心身機能の障害	<input type="checkbox"/> 犯罪被害を被った事実		
<input type="checkbox"/> 人種・民族		<input type="checkbox"/> 健診等の結果			
<input type="checkbox"/> 犯罪歴		<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診察・調剤			
<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分		<input type="checkbox"/> 少年法の保護事件に関する手続			
6 主な収集先 (情報の保有機関)	<input type="checkbox"/> 本人	第7条第3項第 <input type="checkbox"/> 号該当	<input type="checkbox"/> 他の実施機関		
	<input type="checkbox"/> 住基情報	2号該当は法令名	<input type="checkbox"/> 国、県、他官公庁		
	<input type="checkbox"/> 実施機関内部	8号該当は審議会承認日	<input type="checkbox"/> 私人・民間・公知		
7 特定個人情報	<input type="radio"/> 有 ⇒ <input type="radio"/> 1,000件以上 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 1,000件未満	9 オンライン 結合	<input type="radio"/> 有 ⇒ 第10条第 <input type="checkbox"/> 号該当		
8 検索処理	<input type="checkbox"/> データベース (システム検索) <input type="checkbox"/> 紙ベース (台帳検索) <input type="checkbox"/> 不可		<input type="radio"/> 無	1号該当は法令等の名称 4号該当は審議会承認日	
10 外部委託 指定管理	<input type="radio"/> 有 ⇒ 内容 {				
11 - <input type="checkbox"/> 1 目的外利用(経常的)	<input type="radio"/> 有 ⇒ 第8条第 <input type="checkbox"/> 号該当	利用させる課			
	<input type="radio"/> 無	2号の場合は法令等の名称 5号の場合は審議会承認日	事務の名称又は内容 主な利用項目		
12 - <input type="checkbox"/> 1 目的外・外部 提供(経常的)	<input type="radio"/> 有 ⇒ 第9条第1項第 <input type="checkbox"/> 号該当	提供する課			
	<input type="radio"/> 無	2号の場合は法令等の名称 5号6号の場合は審議会承認日	事務の名称又は内容 主な提供項目		

様式第2号（第3条関係）

個人情報取扱事務廃止届

年 月 日

大和高田市長 殿

実施機関名
所管課名

印

大和高田市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第3号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改める。

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

様式第4号（第5条及び第5条の2関係）

個人情報目的外利用・提供申請書

年 月 日

〔所管課〕

課長宛

課長

印

貴課が保有する個人情報を目的外で利用し、又は提供を受けたいので、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称		登録No.	
利用し、又は提供を受ける個人情報の項目			

所管課の個人情報 取扱事務の名称		登録No.	
利用の目的			
根拠条文及び理由	目的外利用	目的外提供	
	条例第8条第 号該当	条例第9条第1項第 号該当	
	理由（第2号又は第5号に該当する場合に限る。）		
個人情報の 受渡し方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 紙文書の受渡し <input type="checkbox"/> 電磁的記録での受渡し <input type="checkbox"/> オンライン		
利用・提供期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

様式第5号（第5条及び第5条の2関係）

個人情報目的外利用・提供可否決定通知書

年 月 日

課長宛

〔所管課〕

課長 印

年 月 日付けで申請のあった個人情報の目的外利用・提供については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 利用可（条例第8条第 号を適用） <input type="checkbox"/> 提供可（条例第9条第1項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否 理由
-----------	---

個人情報取扱事務の名称		登録No.	
利用又は提供を認める個人情報の内容又は項目			
所管課の個人情報取扱事務の名称		登録No.	
利用の目的			
個人情報の受渡し方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 紙文書の受渡し <input type="checkbox"/> 電磁的記録での受渡し <input type="checkbox"/> オンライン		
利用・提供期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

様式第6号（第6条関係）

個人情報外部提供申請書

第 号
年 月 日

宛先（実施機関名）

申請者 住所
氏名

印

〔 法人その他の団体にあつては、事務所（事業所）
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

個人情報の外部提供を受けたいので、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	
提供を受けようとする個人情報の項目	

利用の目的 及び理由	
提供を受けた 個人情報 の管理方法	
個人情報の 受渡し方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 紙文書の受渡し <input type="checkbox"/> 電磁的記録での受渡し <input type="checkbox"/> その他()
提供期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第7号(第6条関係)

個人情報外部提供可否決定通知書

第 号
年 月 日

殿

実施機関名 印

年 月 日付けで申請のあった個人情報の外部提供については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 可(条例第9条第1項第 号を適用) <input type="checkbox"/> 否 理由
個人情報取扱 事務の名称	
個人情報の項目	

利 用 の 目 的	
個 人 情 報 の 受 渡 し 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 紙文書の受渡し <input type="checkbox"/> 電磁的記録での受渡し <input type="checkbox"/> その他（ ）
提 供 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
提 供 す る 条 件	
所 管 課	部 課 係 (電話 内線)
備 考	

様式第8号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第9号中「大和高田市長 殿」を「宛先（実施機関名）」に改め、様式第10号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第11号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第12号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、第15条を「第15条第1項」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第13号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第14号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第15号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第16号及び様式第17号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第18号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第19号中「大和高田市長 殿」を「宛先（実施機関名）」に改め、様式第20号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第21号及び様式第22号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第23号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第24号中「大和高田市長 殿」を「宛先（実施機関名）」に改め、様式第25号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第26号及び様式第27号中「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第28号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改め、様式第29号中「大和高田市長 殿」を「宛先（実施機関名）」に改め、様式第30号中「個人情報目的外利用」を「個人情報目的外利用・提供」に、「大和高田市長」を「実施機関名」に、「個人情報の目的外利用」を「個人情報の目的外利用、目的外提供」に改め、様式第31号及び様式第32号中「個人情報目的外利用」を「個人情報目的外

利用・提供」に、「大和高田市長 印」を「実施機関名 印」に、「個人情報の目的外利用」を「個人情報の目的外利用、目的外提供」に、「大和高田市長に対して」を「 に対して」に、「大和高田市長と」を「 と」に改め、様式第33号及び様式第34号中「大和高田市長」を「実施機関名」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市老人ホーム入所判定委員会規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市老人ホーム入所判定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）第3条の規定に基づき、大和高田市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 医師
- （2） 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の代表者
- （3） 市の老人福祉及び地域支援事業の担当職員
- （4） その他市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

規則第12号

大和高田市指定管理者選定等委員会規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定管理者選定等委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例（昭和36年4月1日条例第22号）第3条の規定に基づき、大和高田市指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会の委員は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、審査又は審議する指定管理者の候補者の選定及び指定の取消し又は業務の停止に関する事案ごとに委嘱し、又は任命する。ただし、市長が複数の事案を一括して審議することが適当と認めるときは、この限りでない。

（1） 行政施策に関する識見を有する者 3人以内

（2） 副市長

（3） 企画政策部長及び財務部長

（4） 審査又は審議の対象となる公の施設を所管する部等の長

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の選定等を行う場合においては、同項第2号中「副市長」とあるのは「教育長」と、同項第4号中「審査又は審議の対象となる公の施設を所管する部等の長」とあるのは「教育委員会事務局長」と読み替えるものとする。

（任期）

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から事案の審査又は審議が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等内の親族が代表者となっている団体又は直接の利害関係のある団体に関する事案については、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画創生課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

規則第13号

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同一家族でない」を「その生計を同一にしない」に改める。

様式第3号を、次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

入院申込書兼誓約書

この度の入院につきまして、病院からの説明を十分に理解しましたので、ここに入院を申し込みます。

なお、入院中は、病院の規則や指示をよく守り、他の患者又は病院職員に迷惑をかけることなく治療に専念すること及び次に掲げることを誓約し、万一これに違反した場合は、下記保証人と連帯してその義務を果たすことを誓約します。

- 1 病院長の指示に従わないときは、いつ退院を命じられても決して異議は申しません。
- 2 入院料、手数料等及び診療に係る費用について、遅滞なく支払います。
- 3 借用した寝具、器具等は大切に使用し、退院時に員数を揃えて返納します。なお、破損、紛失等の場合は、弁償金を支払います。
- 4 入院治療に必要としない金品貴重品等を病室に持ち込みません。ただし、貴重品等が在る場合は、自身の責任により保管します。
- 5 病院内及び病院敷地内では、喫煙しません。

患者	住所					
	氏名	印	生年月日	年 月 日生	性別	
	電話		携帯			

() 緊急連絡先 () 家族等	住所			続柄	
	氏名	印	電話		
			携帯		
勤務先		勤務先電話			

連帯保証人	住所				
	氏名	印	電話		
			携帯		
生年月日	年 月 日生	続柄			

- ※ 1 連帯保証人は、患者とその生計を同一にしない成年者に限ります。
 2 連帯保証人が支払の責任を負う極度額は_____万円ですが、極度額の増額についてご相談させていただきます。
 3 この申込書は、入院日から2日以内に受付窓口へ提出してください。

年 月 日

大和高田市立病院長 殿

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市地域福祉計画策定委員会規則を次のように定める。

令和2年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）第3条の規定に基づき、大和高田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保健、医療及び福祉に関係する団体が推薦する者
 - (3) 市民で構成する団体を代表する者
 - (4) 商工会等産業団体を代表する者
- (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から大和高田市地域福祉計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (会議の招集の特例)
- 2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

規則第15号

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、若者の地域社会への帰属意識及び自己肯定感の向上を図るため、若者に対し居場所を提供することについて必要な事項を定め、もって若者の地域社会からの孤立を防止することを目的とする。

(呼称)

第2条 居場所は、「ヒサかた」と呼称する。

（実施時間）

第3条 居場所の実施時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

- （1） 土曜日 午前9時から正午
- （2） 毎月第3金曜日 午後5時から午後6時

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは実施時間を変更することができる。

（対象者）

第4条 居場所を利用できる者は、市内に在住する40歳未満の者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了した後に中途退学、早期離職等により、社会的孤立のおそれがあるもの（以下「若者」という。）とする。

（事業内容）

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 若者に対する助言及び指導に関すること。
- （2） 若者と地域社会をつなぐ交流体験活動に関すること。
- （3） 若者への包括的な支援を実施するための関係機関との連携に関すること。
- （4） 広報活動の実施に関すること。
- （5） 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項

（利用の申込み）

第6条 居場所を利用しようとする者は、「ヒサかた」利用申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用の承諾等）

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、その内容を確認し、その適否を「ヒサかた」利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定による利用の承諾をしないことができる。

- （1） 申込者が第4条に規定する要件を満たさないとき。
- （2） 専門機関による支援が適当であるとき。

（利用の承諾の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定による利用の承諾を取り消すことができる。

- （1） 利用者から居場所の利用について中止の届出があったとき。
- （2） 利用者が偽りその他不正な手段により承諾を受けたとき。
- （3） 居場所の管理運営上支障があるとき。

2 前項第1号に規定する中止の届出は、「ヒサかた」利用中止届出書（様式第3号）により行うものとする。

（職員）

第9条 第5条に掲げる事業の実施に当たり、若者指導支援員を置く。

（任用）

第10条 若者支援指導員は、次に掲げる者のうちから市長が任用する。

- （1） 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第28条の登録を受けた社会福祉士
- （2） 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条の登録を受けた精神保健福祉士

- (3) 大和高田市適応指導教室設置規則（令和2年教育委員会規則第5号）第9条に規定する心理相談員、指導員、教育アドバイザー及び専任教員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか居場所の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

「ヒサかた」利用申込書

（申込者名） 印

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則第6条の規定により、若者の居場所「ヒサかた」の利用を下記のとおり申し込みます。

記

利用を希望する者の等 氏 名	氏 名 生年月日 住 所 連 絡 先
利用を希望する理由	
備 考	

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日

様

「ヒサかた」利用決定通知書

大和高田市長 印

年 月 日付けで申込みのありました若者の居場所「ヒサかた」の利用について [承諾 ・ 不承諾] することを決定しましたので、通知いたします。

記

氏 名 等	氏 名 生年月日 住 所
利用を承諾・不承諾とする理由	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

「ヒサかた」利用中止届出書

(届出者名) 印

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則第8条の規定により、若者の居場所「ヒサかた」の利用中止を下記のとおり届け出ます。

記

利用中止を届け出る者の氏 名 等	氏 名 生年月日 住 所 連 絡 先
利用を中止する理由	
備 考	

規則第16号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則
ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 医療・保健・福祉の充実
- (2) 若者世代・子育て世代が住みよいまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 産業の活性化

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

ふるさと大和高田応援寄附申出書

申込日： 年 月 日

大和高田市長 様

私は、下記のとおり寄附というかたちで大和高田市のまちづくりへの参加を申し出ます。

住所／所在地（〒 — ）

申出者 _____

(ふりがな)

氏名／名称 _____

電話番号 _____

E-mail _____

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附方法（いずれか1つにチェックをお願いします。）

- 納付書払 後日、納付書を郵送します。
- 口座振込 後日、口座番号等を郵送でお知らせします。
- 現金書留 _____ 課宛に、この申出書を同封の上、郵送願います。
- 直接来庁 年 月 日 時頃来庁

（来庁日が確定されている場合は、日時をお知らせください。）

※クレジットカード決済を希望される方は、インターネット上のポータルサイトからお申し込みください。

3 希望する用途（いずれか1つにチェックをお願いします。）

- (1) 医療・保健・福祉の充実
- (2) 若者世代・子育て世代が住みよいまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 産業の活性化
- (5) 指定しない（分野を限定しない市政全般に対する寄附）。

4 ご寄附いただいた方のお名前及び寄附金の額の公表を予定していますので、公表の可否をお知らせください。 公表してよい。 匿名を希望する。

5 返礼品の贈呈（市外在住の方）

返礼品を希望する。 返礼品を希望しない。

	返礼品番号	返礼品名	金額
①			円
②			円
③			円
④			円
⑤			円
⑥			円
⑦			円
⑧			円
⑨			円
⑩			円
合計金額			円

※ 返礼品発送に当たり、必要な個人情報を事業者へ提供することがありますのでご注意ください。（個人情報に関しては大和高田市個人情報保護条例等に基づき厳正に取り扱います。）

6 返礼品お届け先情報（寄附者情報と異なる場合のみご記入ください。）

氏名（ふりがな） 電話番号 住所 〒

7 寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）申請書の送付希望をお知らせください。

送付を希望する。→（生年月日 年 月 日／性別 男・女）
 送付を希望しない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則第23号

大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部を改正する規則

大和高田市地域包括支援センター設置規則（平成18年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「センターに所長を置き」を「センターの所長は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 センターに所長、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令**訓令第4号**

大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市クリーンセンター施設整備基本計画の整理及び追加検討、発注方式の検討並びに事業の実施方針の作成等大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務を委託する事業者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市クリーンセンターごみ中継施設建設事業の発注に係る支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、環境建設部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 財務部長
- (3) クリーンセンター長
- (4) 企画整備課長

- 5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員長、副委員長及び委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、環境建設部クリーンセンター企画整備課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。

訓令第5号

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成12年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育長及び教育委員会事務局の職員の項中

「6 子育てのための施設等利用給付に関すること。

7 私立学校に関すること。

8 教育財産の取得及び処分に関すること。

9 教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。

10 教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。」

を

「6 子育てのための施設等利用給付に関すること。

7 地域子ども・子育て支援事業に関すること。

8 若者の社会的孤立の防止に関すること。

9 私立学校に関すること。

10 教育財産の取得及び処分に関すること。

11 教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。

12 教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

訓令第6号

令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱
(設置)

第1条 令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員6名以内をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 保健部長
- (2) 保護課長
- (3) 児童福祉課長
- (4) 保育課長

4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員長、委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。

訓令第7号

令和2年度大和高田市立病院医療事務業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

令和2年度大和高田市立病院医療事務業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱
(設置)

第1条 大和高田市立病院医療事務業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市立病院医療事務業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員11名以内をもって組織する。

- 2 委員長は、病院長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、病院長が指名する者をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 病院長及び病院長の指名する医師
 - (2) 事務局長、事務局医事課長、事務局総務課長、事務局管理課長及び事務局長が指名する事務局職員
 - (3) 看護局長及び看護局長が指名する看護局職員
 - (4) 技術局長
- 5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員長、副委員長、委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市立病院事務局医事課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第8号

大和高田市地域ケア会議設置要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域ケア会議設置要綱

大和高田市地域包括ケアシステム構築会議設置要綱（平成26年訓令第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、保健、医療、介護、福祉、住まい等の生活のための支援を包括的に推進するため、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第115条の48の規定に基づき、大和高田市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 地域ケア会議が所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

（1） 高齢者の個別ケースの検討及び課題解決のための支援の検討に関する事項

（2） 高齢者の実態把握及び課題解決のためのネットワークの構築に関する事項

（3） 高齢者に関する地域課題の発見及び情報共有に関する事項

(4) 高齢者に関する地域課題の解決に向けた施策の立案及び社会資源の開発の検討に関する事項

(5) その他市長が特に必要と認める事項
(地域ケア会議の構成)

第3条 地域ケア会議は、次に掲げる会議により構成する。

- (1) 個別地域ケア会議
- (2) 圏域別地域ケア会議
- (3) 地域包括ケアシステム構築会議
(構成)

第4条 地域ケア会議は、次に掲げる者のうちから、協議する内容及び会議の議題に応じ、必要な者をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 生活支援コーディネーター
- (3) 介護保険サービス事業所の職員
- (4) 高齢者関係機関の職員
- (5) 民生委員及び児童委員
- (6) 地域団体に属する者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者
(個別地域ケア会議)

第5条 個別地域ケア会議は、個別ケースの支援方法についてケアプランを通して検討を行い、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの向上や、困難ケースの課題解決に向けた支援等について検討を行い、地域関係機関の相互連携を高め、ネットワークの構築を図る。

2 個別地域ケア会議は、市長が、前条に掲げる者のうちから、事例に応じ必要と認めた者を招集して開催する。

(圏域別地域ケア会議)

第6条 圏域別地域ケア会議は、個別地域ケア会議で抽出された共通課題、地域課題及び個別地域ケア会議において解決することができなかった課題の解決に向けた協議を行う。

2 圏域別地域ケア会議は、市長が、第3条に掲げる者のうちから、事例に応じ必要と認めた者を招集して開催する。

(地域包括ケアシステム構築会議)

第7条 地域包括ケアシステム構築会議は、個別地域ケア会議及び圏域別地域ケア会議等において抽出された市全体での共通課題や現状を共有化し、地域に必要な政策の立案に係る協議を行う。

2 地域包括ケアシステム構築会議は、市長が、第4条第7号に掲げる者のうちから、事例に応じ必要と認めた者を招集して開催する。

3 地域包括ケアシステム構築会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

4 会長は、地域包括ケアシステム構築会議を総括する。

5 地域包括ケアシステム構築会議は、会長が議長となり、会務を総括する。

(個人情報保護)

第8条 地域ケア会議への参加者は、地域ケア会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

2 守秘義務を課されていない者であって、個別地域ケア会議に携わる者は、地域ケア会議にかかる個人情報に関する誓約書（別記様式）を主催者に提出しなければならない。

（庶務）

第9条 地域ケア会議の庶務は、保健部地域包括支援課において処理する。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

大和高田市地域包括支援センター長 殿

地域ケア会議にかかる個人情報に関する誓約書

大和高田市地域ケア会議に係る個人情報の取扱いを遵守し、個人情報の保護に関する大和高田市の施策に協力するとともに、会議において知り得た個人の情報について他に漏らさないことを誓います。

年 月 日

所属機関又は団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

訓令第10号

大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程の一部を改正する訓令

大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程（令和元年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「の映像」を「及び講じた後の映像」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

告示第26号

差押調書、差押解除通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定によ

り、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第27号

令和元年度国民健康保険税第7期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和元年度国民健康保険税第7期 令和2年2月25日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第28号

令和元年度市県民税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和元年度 市県民税第1期 令和元年7月25日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第29号

大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱（平成4年告示第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「補助対象者」という。）」を削り、同項第1号中「満40歳」を「満30歳」に改め、同項第4号中「補助金交付」を「補助金の交付」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「委託して検診を行うものとする」を「おいて実施する検診を受診した者に補助金を交付する」に改める。

第4条第1項中「の7割の額とし、2万5千円を限度」を「として指定医療機関に支払った額から5千円を差し引いた額」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「。以下「決定通知書」という。」を削る。

第7条の見出し中「及び交付手続」を削り、同条第1項中「受診者」を「交付対象者」に、「検診に要する費用の額から第4条第1項に規定する補助金の額を控除した額」を「5千円」に、「納入しなければならない」を「支払うものとする」に改め、同条第2項中「受診者」を「交付対象者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 指定医療機関の長は、第1項の規定による支払を受けたときは、同項の規定により提出された受診券を市長に送付するものとする。

第9条を第10条とする。

第8条中「受診者」を「交付対象者」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（交付）

第8条 市長は、交付対象者が検診を受診したときは、当該交付対象者に係る補助金を、当該交付対象者に代えて指定医療機関の長に交付することができる。

様式第1号中「【脳ドック検診】」を「脳ドック検診」に、「満40歳」を「満30歳」に、「受診後の医師の指導を遵守し、積極的に健康管理に努めます」を「補助金の支給については、脳ドック検診を受診した医療機関に交付する方法によることに同意します」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第30号

大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市国民健康保険条例の被保険者（以下「被保険者」という。）の健康保持増進及び疾病の早期発見、早期治療による医療費の適正化に資するため、市が実施するがん検診を受診した被保険者に対し、大和高田市国民健康保険がん検診補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「がん検診」とは、乳がん検診、子宮頸がん検診及び前立腺がん検診をいう。

（対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市が実施するがん検診を受診した者であって、当該受診した日において被保険者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）第4条の規定により負担金の免除を受けた者及び市が発行する無料クーポンを使用してがん検診を受診した者は、対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、大和高田市健康診査等負担金徴収規則別表に規定する負担金の額に相当する額とする。

（交付の申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付申請書（様式第1号）にがん検診の領収書を添付し、がん検診を受診した年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、大和高田市国民健康保険がん検診補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者に対する補助金の交付は、当該交付決定を受けた者の指定する金融機関の口座への振込により行うものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付申請書

大和高田市国民健康保険がん検診補助金の交付を受けたいので、がん検診の領収書を添えて、次のとおり申請します。

被保険者証番号		生年月日	年 月 日
住 所			
申請者氏名 (受診者)	印	電話番号	
種 別	受 診 日	検 診 料	受 診 機 関 名

乳がん	年 月 日	円	
子宮頸がん	年 月 日	円	
前立腺がん	年 月 日	円	
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	普通 当座 その他
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

※ 医療機関から発行されたがん検診の領収書を下に貼付してください。

申請書はがん検診を受診した年度の末日までに 課 係まで提出してください。

【領収書添付位置】

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市国民健康保険がん検診補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大和高田市国民健康保険がん検診補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決定区分	交付・不交付
補助金の額	
振込予定日	
振込先	

告示第31号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和2年3月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和2年6月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和元年12月1日から令和元年12月31日までの間

告示第32号

令和2年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年3月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計予算
- 2 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 令和2年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 5 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 7 令和2年度大和高田市水道事業会計予算
- 8 令和2年度大和高田市下水道事業会計予算
- 9 令和2年度大和高田市病院事業会計予算
- 10 令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）
- 11 令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 令和元年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 令和元年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 令和元年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）
- 15 令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度大和高田市一般会計予算

令和2年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,360,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した報酬（会計年度任用職員に係る報酬に限る。）、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,683,000
	1. 市民税	3,141,000
	2. 固定資産税	2,675,000
	3. 軽自動車税	157,000
	4. たばこ税	320,000
	5. 都市計画税	390,000
2. 地方譲与税		126,000
	1. 地方揮発油譲与税	29,500
	2. 自動車重量譲与税	91,500
	6. 森林環境譲与税	5,000
3. 利子割交付金		11,000
	1. 利子割交付金	11,000
4. 配当割交付金		66,000
	1. 配当割交付金	66,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		38,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	38,000
6. 法人事業税交付金		29,000
	1. 法人事業税交付金	29,000
7. 地方消費税交付金		1,284,000
	1. 地方消費税交付金	1,284,000
9. 環境性能割交付金		15,500
	1. 環境性能割交付金	15,500

10. 地方特例交付金		48,000
	1. 地方特例交付金	48,000
	子ども・子育て支援臨時交付金	0
11. 地方交付税		7,550,000
	1. 地方交付税	7,550,000
12. 交通安全対策特別交付金		9,000
	1. 交通安全対策特別交付金	9,000
13. 分担金及び負担金		294,489
	1. 分担金	4,260
	2. 負担金	290,229
14. 使用料及び手数料		780,215
	1. 使用料	472,520
	2. 手数料	307,695
15. 国庫支出金		4,524,154
	1. 国庫負担金	4,210,368
	2. 国庫補助金	268,342
	3. 国庫委託金	45,444
16. 県支出金		1,617,389
	1. 県負担金	1,200,959
	2. 県補助金	318,033
	3. 県委託金	98,397
17. 財産収入		27,470
	1. 財産運用収入	27,468
	2. 財産売払収入	2
18. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
19. 繰入金		806,512
	1. 基金繰入金	806,512
21. 諸収入		480,870
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000
	2. 市預金利子	1,000
	3. 貸付金元利収入	1,500

	4. 雑入	464,370
22. 市債		3,969,400
	1. 市債	3,969,400
自動車取得税交付金		0
	自動車取得税交付金	0
歳入合計		28,360,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		234,131
	1. 議会費	234,131
2. 総務費		5,274,334
	1. 総務管理費	4,729,141
	2. 徴税費	307,823
	3. 戸籍住民基本台帳費	140,991
	4. 選挙費	28,111
	5. 統計調査費	42,400
	6. 監査委員費	25,868
3. 民生費		11,439,978
	1. 社会福祉費	5,368,272
	2. 児童福祉費	3,274,001
	3. 生活保護費	2,797,401
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		2,823,015
	1. 保健衛生費	1,022,960
	2. 清掃費	1,800,055
5. 労働費		21,487
	1. 労働諸費	21,487
6. 農林水産業費		130,619
	1. 農業費	130,619
7. 商工費		117,051
	1. 商工費	117,051

8. 土木費		1,924,948
	1. 土木管理費	134,673
	2. 道路橋りょう費	320,445
	3. 河川費	8,133
	4. 都市計画費	1,311,897
	5. 住宅費	149,800
9. 消防費		877,732
	1. 消防費	877,732
10. 教育費		2,749,563
	1. 教育総務費	512,411
	2. 小学校費	419,316
	3. 中学校費	169,648
	4. 高等学校費	386,459
	5. 幼稚園費	276,066
	6. 社会教育費	427,556
	7. 保健体育費	558,107
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		2,747,139
	1. 公債費	2,747,139
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		28,360,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	令和2年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業（令和2年度分）	令和2年度以降事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和2年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
仮想環境導入経費	令和9年3月末まで	467,925千円
市民交流センター総合管理等業務	令和5年6月末まで	102,911千円
指定ごみ袋等配送業務	令和4年3月末まで	1,414千円
ごみ中継施設発注支援業務	令和4年3月末まで	3,020千円

高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務(R2年度設定分)	令和3年4月末まで	1時間当たり1,900円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額
都市計画マスタープラン策定業務	令和4年3月末まで	8,514千円
文化会館総合管理等業務	令和5年6月末まで	127,022千円
中学校給食調理業務	令和5年7月末まで	145,728千円
初度調弁備品	令和3年7月末まで	328,868千円
初度調弁備品(議会関係)	令和3年7月末まで	35,359千円
議場システム導入経費	令和3年7月末まで	100,320千円
出退勤システム導入経費	令和3年7月末まで	17,022千円
新庁舎サイネージ導入経費	令和3年7月末まで	15,260千円
防犯カメラシステム導入経費	令和3年7月末まで	30,102千円
番号案内発券機システム導入経費	令和3年7月末まで	11,915千円
新庁舎移転業務	令和3年7月末まで	27,600千円
新庁舎パンフレットデザイン委託料	令和3年7月末まで	495千円
新庁舎落成式及び開庁式式典業務	令和3年7月末まで	3,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業	2,154,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
庁舎跡地整備事業	23,700	〃	〃	〃
借換債 (土地開発公社用地取得事業)	121,700	〃	〃	〃
借換債 (高田こども園新築事業)	77,700	〃	〃	〃
清掃運搬施設等	14,000	〃	〃	〃

整備事業				
一般廃棄物処理事業 （ごみ処理施設）	26,400	〃	〃	〃
借換債 （耕地事業）	3,000	〃	〃	〃
道路新設改良事業	5,400	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	11,200	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	28,300	〃	〃	〃
道路整備事業	102,100	〃	〃	〃
河川改良事業	4,000	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	37,100	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	145,300	〃	〃	〃
緑化公園整備事業	21,600	〃	〃	〃
借換債 （中和幹線道路新設改良事業）	54,600	〃	〃	〃
防災対策事業	15,600	〃	〃	〃
小学校大規模改造事業	2,600	〃	〃	〃
小学校校舎除却事業	128,700	〃	〃	〃
災害復旧事業	1,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	652,900	〃	〃	〃
借換債 （臨時財政対策債）	317,300	〃	〃	〃
借換債 （減収補てん債）	20,900	〃	〃	〃
計	3,969,400			

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,322,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する

ことができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項（審査費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,275,210
	1. 国民健康保険税	1,275,210
2. 使用料及び手数料		739
	1. 手数料	739
3. 国庫支出金		3,682
	2. 国庫補助金	3,682
6. 県支出金		5,419,848
	3. 県負担金・補助金	5,419,848
7. 連合会支出金		476
	1. 連合会補助金	476
8. 財産収入		100
	1. 財産運用収入	100
9. 繰入金		590,314
	1. 一般会計繰入金	590,313
	2. 基金繰入金	1
10. 繰越金		14,719
	1. 繰越金	14,719
11. 諸収入		16,912
	1. 延滞金加算金及び過料	7,023
	2. 市預金利子	2
	3. 療養費等指定公費返還金	242
	4. 雑入	9,645
歳入合計		7,322,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
---	---	--------

1. 総務費		125,061
	1. 総務管理費	106,686
	2. 徴税費	17,923
	3. 運営協議会費	452
2. 保険給付費		5,395,127
	1. 療養諸費	4,658,512
	2. 高額療養費	702,500
	3. 出産育児諸費	29,415
	4. 葬祭諸費	4,500
	5. 移送費	200
3. 国民健康保険事業費納付金		1,706,651
	1. 医療給付費分	1,175,207
	2. 後期高齢者支援金等分	375,891
	3. 介護納付金分	155,553
7. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
8. 保健事業費		85,260
	1. 特定健康診査等事業費	71,283
	2. 保健事業費	13,977
9. 基金積立金		100
	1. 基金積立金	100
10. 公債費		304
	1. 公債費	304
11. 諸支出金		8,992
	1. 償還金及び還付加算金	8,500
	2. 繰出金	250
	3. 療養費等指定公費立替金 負担金	242
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		7,322,000

令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和2年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		104,920
	1. 外来収入	100,393
	2. その他検査等収入	4,527
2. 使用料及び手数料		11,035
	1. 使用料	216
	2. 手数料	10,819
3. 財産収入		3
	1. 財産運用収入	3
4. 繰入金		8,721
	1. 基金繰入金	8,244
	2. 特別会計繰入金	250
	3. 一般会計繰入金	227
6. 諸収入		21
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	20
歳入合計		124,700

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		62,291
	1. 施設管理費	62,052
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		61,894

	1. 医業費	61,894
3. 基金積立金		3
	1. 基金積立金	3
4. 公債費		12
	1. 公債費	12
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		124,700

令和2年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和2年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、360,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		19,598
	1. 使用料	19,598
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳 入 合 計		19,600

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		17,978
	1. 駐車場費	17,978
2. 公債費		1,522
	1. 公債費	1,522

4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		19,600

令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和2年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,148,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,423,219
	1. 介護保険料	1,423,219
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,637,898
	1. 国庫負担金	1,154,442
	2. 国庫補助金	483,456
4. 支払基金交付金		1,799,220
	1. 支払基金交付金	1,799,220
5. 県支出金		1,046,718
	1. 県負担金	947,483
	2. 県補助金	99,235
6. 財産収入		75
	1. 財産運用収入	75
7. 繰入金		1,179,276
	1. 一般会計繰入金	1,084,911
	2. 基金繰入金	94,365

9. 諸収入		61,882
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	61,812
歳入合計		7,148,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		191,877
	1. 総務管理費	152,675
	2. 徴収費	3,876
	3. 介護認定審査会費	34,827
	4. 介護保険運営協議会費	499
2. 保険給付費		6,467,466
	1. 給付諸費	6,467,466
3. 地域支援事業費		371,614
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	222,070
	2. 包括的支援事業・任意事業費	149,544
4. 介護サービス事業費		38,626
	1. 居宅介護支援事業費	38,626
5. 基金積立金		76,161
	1. 基金積立金	76,161
6. 公債費		200
	1. 公債費	200
7. 諸支出金		2,356
	1. 償還金及び還付加算金	2,356
歳出合計		7,148,300

令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和2年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ957,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		663,437
	1. 後期高齢者医療保険料	663,437
2. 使用料及び手数料		36
	2. 手数料	36
3. 繰入金		273,193
	1. 一般会計繰入金	273,193
5. 諸収入		20,434
	1. 市預金利子	22
	2. 雑入	20,112
	3. 延滞金加算金及び過料	300
歳 入 合 計		957,100

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		36,688
	1. 総務管理費	34,743
	2. 徴収費	1,945
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		900,163
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	900,163
3. 保健事業費		18,612
	1. 保健事業費	18,612
4. 公債費		37
	1. 公債費	37

5. 諸支出金		1,500
	1. 償還金及び還付加算金	1,500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		957,100

令和2年度大和高田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 総配水量 6,880,000 m³
(うち県営水道からの受水量) 6,880,000 m³
- (2) 一日平均配水量 18,849 m³
- (3) 平均給水件数 31,016 件
- (4) 主要な建設改良事業
 - イ. 天満配水場耐震補強工事 75,900 千円
 - ロ. 配水管布設、布設替及び移設工事 377,271 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水 道 事 業	収 益	1,952,118 千円
第1項	営 業	収 益	1,852,477 千円
第2項	営 業 外	収 益	99,566 千円
第3項	特 別	利 益	75 千円

		支	出
第1款	水 道 事 業	費 用	1,726,878 千円
第1項	営 業	費 用	1,658,209 千円
第2項	営 業 外	費 用	65,669 千円
第3項	特 別	損 失	1,000 千円
第4項	予 備	費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,119千円は当年度分損益勘定留保資金315,760千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,359千円で補てんするものとする。）。

収		入		
第1款	資 本 的 収 入		294,908千円	
第1項	企 業 債		110,000千円	
第3項	負 担 金		167,920千円	
第6項	補 助 金		16,988千円	
支		出		
第1款	資 本 的 支 出		639,027千円	
第1項	建 設 改 良 費		524,599千円	
第2項	企 業 債 償 還 金		112,277千円	
第5項	そ の 他 資 本 的 支 出		151千円	
第6項	予 備 費		2,000千円	
(企業債)				
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	110,000千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
(一時借入金)				
第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。				
(予定支出の各項の経費の金額の流用)				
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。				
(1) 収益的支出における各項間の流用				
(2) 資本的支出における各項間の流用				
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。				
(1) 職員給与費 158,056千円				
(2) 交際費 20千円				
(たな卸資産購入限度額)				
第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,388千円と定める。				
令和2年度大和高田市下水道事業会計予算				
(総則)				
第1条 令和2年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。				
(業務の予定量)				

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水洗化戸数 12,700戸
 - (2) 年間総排水量 2,760,000m³
 - (3) 主要な建設改良事業 管路建設費等 1,200,865千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業	収益	1,384,052千円
第1項	営業	収益	414,180千円
第2項	営業外	収益	968,719千円
第6項	国庫補助	金	500千円
第7項	県補助	金	653千円

		支	出
第1款	下水道事業	費用	1,295,601千円
第1項	営業	費用	1,088,601千円
第2項	営業外	費用	206,750千円
第3項	特別	損失	50千円
第4項	予備	費	200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額332,743千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,231千円、当年度損益勘定留保資金168,753円、利益剰余金予定処分額112,759千円で補てんするものとする)。

		収	入
第1款	資本的	収入	1,962,333千円
第1項	企業	債	1,334,300千円
第4項	他会計	補助金	317,533千円
第6項	国庫	補助金	305,500千円
第7項	県	補助金	1,500千円
第10項	長期貸付	金償還金	3,500千円

		支	出
第1款	資本的	支出	2,295,076千円
第1項	建設	改良費	1,200,865千円
第3項	企業	債償還金	1,090,511千円
第5項	長期	貸付金	3,500千円
第7項	予備	費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	946,000 千円	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入る場合につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につい ては、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するもの による。 ただし、企業財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換す ることができる。
資本費平準化債	388,300 千円			
計	1,334,300 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 61,838千円
(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は670,000千円である。

令和2年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 病床数 320床
- (2) 年間入院患者数及び外来患者数 入院患者数 97,762人 外来患者数 202,905人
- (3) 1日平均入院患者数及び外来患者数 入院患者数 268人 外来患者数 835人
- (4) 主要な建設改良事業
 - 設備改良費 4,189千円
 - 設備新設費 1千円
 - 固定資産購入費 271,626千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	8,007,308千円
第1項	医療収益	7,642,144千円
第2項	医療外収益	360,162千円
第3項	特別利益	5,002千円

支 出		
第1款	病院事業費用	8,006,552千円
第1項	医療費用	7,772,531千円
第2項	医療外費用	230,219千円
第3項	特別損失	2,802千円
第4項	予備費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額446,668千円は、過年度分損益勘定留保資金421,594千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支長整額25,074千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	472,836千円
第1項	企業債	270,800千円
第2項	補助金	1千円
第3項	負担金	202,033千円
第4項	固定資産売却代	1千円
第5項	寄附金	1千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	919,504 千円
第1項	建 設 改 良 費	276,140 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	642,864 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療事務業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	697,169千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
物品管理業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	87,056千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
施設管理業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	198,651千円 に消費税及び地方消費税を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	270,800 千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は 3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 職 員 給 与 費 | 4,633,002 千円 |
| 2. 交 際 費 | 400 千円 |

（他会計からの補助金）

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、934,830千円と定める。

令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,665,620千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 使用料及び手数料		809,650	8,000	817,650
	2. 手数料	285,828	8,000	293,828
14. 国庫支出金		4,568,104	242,329	4,810,433
	1. 国庫負担金	4,128,866	65,526	4,194,392
	2. 国庫補助金	369,339	176,803	546,142
15. 県支出金		1,582,042	48,253	1,630,295
	1. 県負担金	1,135,968	45,054	1,181,022
	2. 県補助金	306,307	3,199	309,506

17. 寄附金		3,132	19,613	22,745
	1. 寄附金	3,132	19,613	22,745
18. 繰入金		1,188,504	△282,000	906,504
	1. 基金繰入金	1,188,504	△282,000	906,504
20. 諸収入		280,347	18,205	298,552
	4. 雑入	260,217	18,205	278,422
21. 市債		2,879,000	482,700	3,361,700
	1. 市債	2,879,000	482,700	3,361,700
補正されなかった科目に係る額		15,817,741	0	15,817,741
歳入合計		27,128,520	537,100	27,665,620

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		242,623	△8,973	233,650
	1. 議会費	242,623	△8,973	233,650
2. 総務費		4,399,577	60,118	4,459,695
	1. 総務管理費	3,808,784	57,655	3,866,439
	3. 戸籍住民基本台帳費	110,504	2,463	112,967
3. 民生費		11,280,649	287,789	11,568,438
	1. 社会福祉費	5,308,256	113,814	5,422,070
	2. 児童福祉費	3,203,643	82,441	3,286,084
	3. 生活保護費	2,768,446	91,534	2,859,980
4. 衛生費		2,737,930	30,417	2,768,347
	1. 保健衛生費	1,015,398	22,500	1,037,898

	2. 清掃費	1,722,532	7,917	1,730,449
8. 土木費		1,916,365	△123,274	1,793,091
	1. 土木管理費	133,111	600	133,711
	4. 都市計画費	1,399,663	△123,874	1,275,789
10. 教育費		2,749,661	291,023	3,040,684
	2. 小学校費	288,259	201,821	490,080
	3. 中学校費	397,965	87,958	485,923
	4. 高等学校費	395,775	1,244	397,019
補正されなかった科目に係る額		3,801,715	0	3,801,715
歳 出 合 計		27,128,520	537,100	27,665,620

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	子供の移動経路等安全対策事業	45,000
土木費	道路橋りょう費	橋りょう補修事業(高109号線1号橋橋梁補修設計業務委託)	3,988
		都市計画費	本郷大中線街路事業
		大和高田当麻線街路事業	10,447
		総合公園新設事業(水路整備工事)	24,750
教育費	小学校費	小学校営繕事業(浮孔小学校既存校舎解体等実施設計業務委託)	3,531
		小学校情報通信ネットワーク整備事業	201,821
	中学校費	中学校情報通信ネットワーク整備事業	87,958
	高等学校費	高等学校情報通信ネットワーク整備事業	1,244

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
教育用パソコン等借上料	令和7年8月末まで	202,421	令和7年8月末まで	218,750
教育用パソコン等借上料(小学校)	令和7年8月末まで	234,546	令和7年8月末まで	100,825

教育用パソコン等借上料(中学校)	令和7年8月末まで	97,101	令和7年8月末まで	41,001
教育用パソコン等借上料(幼稚園)	令和7年8月末まで	9,455	令和7年8月末まで	11,716

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校情報通信ネットワーク整備事業	千円 103,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校情報通信ネットワーク整備事業	46,700	〃	〃	〃
高等学校情報通信ネットワーク整備事業	600	〃	〃	〃
計	150,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業	千円 1,473,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしく	千円 1,851,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

			後においては、当該見直し後の利率)	は低利に借換えすることができる。			後においては、当該見直し後の利率)	る。
大和高田当麻線街路事業	171,100	〃	〃	〃	126,300	〃	〃	〃
小学校大規模改造事業	34,200	〃	〃	〃	23,800	〃	〃	〃
中学校大規模改造事業	114,300	〃	〃	〃	140,300	〃	〃	〃

3 廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本郷大中線街路事業	千円 16,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,762,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

6. 県支出金		5,584,223	△1,400	5,582,823
	3. 県負担金・補助金	5,584,223	△1,400	5,582,823
9. 繰入金		574,734	60,109	634,843
	1. 一般会計繰入金	574,733	60,109	634,842
補正されなかった科目に係る額		1,544,772	0	1,544,772
歳入合計		7,703,729	58,709	7,762,438

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,547,131	△4,200	5,542,931
	3. 出産育児諸費	33,617	△4,200	29,417
3. 国民健康保険事業費納付金		1,717,982	62,909	1,780,891
	1. 医療給付費分	1,185,451	62,909	1,248,360
補正されなかった科目に係る額		438,616	0	438,616
歳出合計		7,703,729	58,709	7,762,438

令和元年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,514,814	8,749	1,523,563
	2. 国庫補助金	447,903	8,749	456,652
7. 繰入金		1,105,669	△8,749	1,096,920
	1. 一般会計繰入金	1,011,304	△8,749	1,002,555
補正されなかった科目に係る額		4,208,546	0	4,208,546
歳入合計		6,829,029	0	6,829,029

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

2. 保険給付費		5,917,502	0	5,917,502
	1. 給付諸費	5,917,502	0	5,917,502
補正されなかった科目に係る額		911,527	0	911,527
歳 出 合 計		6,829,029	0	6,829,029

令和元年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ879,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		583,648	18,315	601,963
	1. 後期高齢者医療保険料	583,648	18,315	601,963
3. 繰入金		257,495	511	258,006
	1. 一般会計繰入金	257,495	511	258,006
5. 諸収入		14,410	2,150	16,560
	2. 雑入	14,380	2,150	16,530
補正されなかった科目に係る額		2,762	0	2,762
歳 入 合 計		858,315	20,976	879,291

（歳出）（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		809,595	18,826	828,421
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	809,595	18,826	828,421
3. 保健事業費		12,801	2,150	14,951
	1. 保健事業費	12,801	2,150	14,951
補正されなかった科目に係る額		35,919	0	35,919

歳 出 合 計	858,315	20,976	879,291
---------	---------	--------	---------

令和元年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和元年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病 院 事 業 収 益	7,910,087千円	21,071千円	7,931,158千円
第1項	医 業 収 益	7,539,187千円	20,985千円	7,560,172千円
第2項	医 業 外 収 益	365,898千円	86千円	365,984千円
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	7,880,224千円	77,000千円	7,957,224千円
第1項	医 業 費 用	7,620,058千円	77,258千円	7,697,316千円
第2項	医 業 外 費 用	231,364千円	△258千円	231,106千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1.	職 員 給 与 費	4,623,600千円	26,609千円	4,650,209千円

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000千円」を「560,500千円」に改める。

第5条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「870,859千円」を「928,059千円」に改める。

令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,688,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		4,810,433	15,291	4,825,724
	2. 国庫補助金	546,142	15,291	561,433
15. 県支出金		1,630,295	1,504	1,631,799
	2. 県補助金	309,506	1,504	311,010
18. 繰入金		906,504	5,905	912,409
	1. 基金繰入金	906,504	5,905	912,409
補正されなかった科目に係る額		20,318,388	0	20,318,388
歳入合計		27,665,620	22,700	27,688,320

（歳出）（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,459,695	376	4,460,071
	1. 総務管理費	3,866,439	376	3,866,815
3. 民生費		11,568,438	8,401	11,576,839
	2. 児童福祉費	3,286,084	8,401	3,294,485
4. 衛生費		2,768,347	2,300	2,770,647
	1. 保健衛生費	1,037,898	2,300	1,040,198
10. 教育費		3,040,684	11,623	3,052,307
	1. 教育総務費	486,227	7,250	493,477
	5. 幼稚園費	235,035	500	235,535
	7. 保健体育費	547,172	3,873	551,045
補正されなかった科目に係る額		5,828,456	0	5,828,456
歳出合計		27,665,620	22,700	27,688,320

第2表 繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策経費 （市民交流センター託児室）	376
民生費	児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策経費 （ファミリーサポートセンター、子育て支援センター）	229
		新型コロナウイルス感染症対策経費	8,007

		(公立保育所、公立こども園)	
		新型コロナウイルス感染症対策経費 (児童館)	165
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (養育支援事業)	275
		新型コロナウイルス感染症対策経費	2,025
教育費	教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (児童ホーム)	5,717
	幼稚園費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (私立幼稚園)	500
	保健体育費	新型コロナウイルス感染症対策経費	3,873

告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者
省略（市役所前掲示場に掲示済）
- 2 委託した事務の範囲
し尿くみ取り手数料集金事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第36号

大和高田市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱（平成26年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 予防接種の対象者は、予防接種法第5条第1項に基づき市長が予防接種を行わなければならない者とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
------	-----	-----	--------

		終 点	
1552	高552号線	土庫2丁目473番先	
		土庫2丁目472番6先	
1553	高553号線	大字有井119番8先	
		大字有井119番5先	
1554	高554号線	西三倉堂1丁目407番1先	
		西三倉堂1丁目407番18先	
1555	高555号線	中三倉堂2丁目683番5先	
		中三倉堂2丁目683番3先	
1556	高556号線	東中2丁目254番5先	
		東中2丁目275番8先	
1557	高557号線	東中2丁目250番4先	
		東中2丁目250番13先	
1558	高558号線	中今里町35番1先	
		南今里町221番3先	
1559	高559号線	南今里町70番12先	
		南今里町70番6先	
1560	高560号線	中三倉堂1丁目486番6先	
		中三倉堂1丁目486番13先	
1561	高561号線	東中2丁目301番4先	
		東中2丁目298番24先	
1562	高562号線	東中2丁目353番3先	
		東中2丁目303番5先	
1563	高563号線	大字田井24番8先	
		大字田井24番10先	
1564	高564号線	曾大根2丁目591番5先	
		曾大根2丁目592番1先	
1565	高565号線	曾大根2丁目618番7先	
		曾大根2丁目618番4先	
1566	高566号線	大字勝目62番8先	
		大字勝目63番1先	
3186	陵186号線	大字大谷312番1先	
		大字大谷312番8先	
3187	陵187号線	大字大谷289番1先	
		大字大谷571番11先	
3188	陵188号線	大字池田248番19先	
		大字池田264番1先	
3189	陵189号線	大字池田286番5先	
		大字池田285番6先	
4135	天135号線	大字秋吉73番3先	
		大字秋吉187番11先	
4136	天136号線	大字吉井57番11先	
		大字吉井57番6先	
4137	天137号線	大字根成柿422番4先	
		大字根成柿422番13先	
4138	天138号線	大字根成柿422番5先	
		大字根成柿328番16先	
4139	天139号線	大字根成柿328番22先	

大字根成柿328番35先

告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高552号線	土庫2丁目473番先から 土庫2丁目472番6先まで	6.0~8.0	57.0	
高553号線	大字有井119番8先から 大字有井119番5先まで	6.0~8.0	29.8	
高554号線	西三倉堂1丁目407番1先から 西三倉堂1丁目407番18先まで	6.0~8.0	90.2	
高555号線	中三倉堂2丁目683番5先から 中三倉堂2丁目683番3先まで	6.0~8.0	38.1	
高556号線	東中2丁目254番5先から 東中2丁目275番8先まで	6.1~10.1	135.8	
高557号線	東中2丁目250番4先から 東中2丁目250番13先まで	6.0~8.0	89.2	
高558号線	中今里町35番1先から 南今里町221番3先まで	2.7~5.2	206.9	
高559号線	南今里町70番12先から 南今里町70番6先まで	6.0~8.0	63.3	
高560号線	中三倉堂1丁目486番6先から 中三倉堂1丁目486番13先まで	6.0~8.0	63.5	
高561号線	東中2丁目301番4先から 東中2丁目298番24先まで	6.0~6.0	85.3	
高562号線	東中2丁目353番3先から 東中2丁目303番5先まで	4.0~4.3	109.3	
高563号線	大字田井24番8先から 大字田井24番10先まで	6.0~8.0	85.2	
高564号線	曾大根2丁目591番5先から 曾大根2丁目592番1先まで	6.0~8.0	40.3	
高565号線	曾大根2丁目618番7先から 曾大根2丁目618番4先まで	6.0~8.0	34.8	
高566号線	大字勝目62番8先から 大字勝目63番1先まで	6.0~8.0	76.2	
陵186号線	大字大谷312番1先から 大字大谷312番8先まで	6.0~8.0	36.9	
陵187号線	大字大谷289番1先から 大字大谷571番11先まで	5.1~6.6	174.3	
陵188号線	大字池田248番19先から	3.8~3.9	92.9	

	大字池田264番1先まで			
陵189号線	大字池田286番5先から 大字池田285番6先まで	3.7~4.0	94.3	
天135号線	大字秋吉73番3先から 大字秋吉187番11先まで	6.0~8.0	70.0	
天136号線	大字吉井57番11先から 大字吉井57番6先まで	6.0~8.0	77.6	
天137号線	大字根成柿422番4先から 大字根成柿422番13先まで	6.0~8.0	82.8	
天138号線	大字根成柿422番5先から 大字根成柿328番16先まで	4.0~5.6	54.9	
天139号線	大字根成柿328番22先から 大字根成柿328番35先まで	4.0~4.0	96.2	

3. 供用開始の期日 令和2年3月27日

告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、市道の路線を変更する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1462	旧	高462号線	大和高田市春日町2丁目339番2先 大和高田市春日町2丁目339番9先	
	新		大和高田市春日町2丁目402番12先 大和高田市春日町2丁目339番9先	
1482	旧	高482号線	大和高田市大東町地内大露川左岸堤防敷地先 大和高田市東雲町948番1先	
	新		大和高田市大東町地内大露川左岸堤防敷地先 大和高田市大東町1139番7先	
3012	旧	陵 12号線	大和高田市大字大谷560番137先 大和高田市大字池田264番1先	
	新		大和高田市大字大谷560番137先 大和高田市大字池田285番13先	

告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	変更の区間	変更前の幅員 (m)	変更前の延長 (m)
		変更後の幅員 (m)	変更後の延長 (m)

高462号線	大和高田市春日町2丁目402番12から 大和高田市春日町2丁目339番9まで	6.0~8.0	93.9
		4.5~8.9	151.3
高482号線	大和高田市大東町地内大露川左岸堤防敷地から 大和高田市大東町1139番7まで	6.3~6.3	30.9
		6.0~11.1	90.5
陵 12号線	大和高田市大字大谷560番137から 大和高田市大字池田285番13まで	3.9~7.0	523.4
		3.8~7.0	606.6

告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を開始する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。
令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高462号線	大和高田市春日町2丁目402番12から 大和高田市春日町2丁目339番9まで	令和2年3月27日
高482号線	大和高田市大東町地内大露川左岸堤防敷地から 大和高田市大東町1139番7まで	令和2年3月27日
陵 12号線	大和高田市大字大谷560番137から 大和高田市大字池田285番13まで	令和2年3月27日

告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。
令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高 11号線	大字有井127番1先から 大字有井119番1先まで	前	4.7~5.2	24.7	面積増
		後	7.9~8.1	24.7	
高 39号線	土庫二丁目472番1先から 土庫二丁目115番3先まで	前	2.7~3.0	15.8	"
		後	4.0~4.1	15.8	
高 62号線	材木町831番1先から 材木町1016番1先まで	前	14.3~17.3	56.7	面積減
		後	7.9~7.9	56.7	
高 70号線	大字有井18番先から 大字有井1番先まで	前	2.9~3.7	70.3	面積増
		後	3.7~5.0	70.3	
高100号線	材木町734番1先から 材木町817番2先まで	前	5.6~8.2	128.4	面積減
		後	5.0~10.4	128.4	
高173号線	中三倉堂一丁目560番3先から 中三倉堂一丁目561番1先まで	前	3.2~3.4	22.5	面積増
		後	4.0~4.0	22.5	
高184号線	大字曾大根481番1先から	前	3.7~4.9	222.3	"

	大字曾大根 508 番 1 先まで	後	4.2~5.7	222.3	
高186号線	西三倉堂一丁目 409 番 1 先から 西三倉堂一丁目 455 番 8 先まで	前	3.5~4.2	28.8	"
		後	4.1~4.3	28.8	
高219号線	大字勝目 69 番 1 先から 大字勝目 91 番 1 先まで	前	4.7~8.0	98.8	"
		後	6.3~6.8	98.8	
高221号線	大字勝目 62 番 8 先から 大字田井池法面まで	前	4.2~4.2	10.8	面積増
		後	4.2~4.3	10.8	
高221号線	大字勝目 91 番 1 先から 大字勝目 97 番 1 先まで	前	4.1~4.2	22.9	"
		後	6.6~7.3	22.0	
高236号線	大字曾大根 157 番先から 大字曾大根 563 番先まで	前	4.1~5.7	83.4	"
		後	4.5~6.5	82.9	
高239号線	大字曾大根 156 番 1 先から 大字曾大根 158 番 2 先まで	前	9.0~11.1	38.6	"
		後	9.0~11.6	38.6	
高315号線	西三倉堂二丁目 730 番先から 東中二丁目 298 番 24 先まで	前	6.6~9.7	24.2	面積減
		後	6.7~9.1	24.2	
高462号線	春日町二丁目 338 番 23 先から 春日町二丁目 339 番 9 先まで	前	6.0~8.0	92.0	面積増
		後	7.1~8.9	92.0	
瀬 10号線	大字藤森 84 番 6 先から 大字藤森 75 番 1 先まで	前	6.2~7.5	18.2	"
		後	7.4~9.5	18.2	
陵 1号線	大字大谷 300 番先から 大字大谷 312 番 1 先まで	前	4.1~4.3	18.0	"
		後	5.6~5.7	18.0	
陵157号線	大字岡崎 63 番先から 大字岡崎 46 番 3 先まで	前	4.0~4.0	7.4	面積減
		後	2.2~2.2	7.4	
天 7号線	大字出 283 番 2 先から 大字出 163 番 1 先まで	前	2.6~3.4	34.6	面積増
		後	2.9~5.5	34.6	
天 27号線	大字秋吉 92 番 2 先から 大字秋吉 187 番 1 先まで	前	4.0~4.1	21.9	"
		後	6.1~6.1	21.9	
天 55号線	大字吉井 58 番 1 先から 大字吉井 71 番 4 先まで	前	6.1~6.1	22.7	"
		後	6.3~6.3	22.7	

3. 供用開始の期日 令和2年3月27日

告示第43号

大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱を廃止する告示

大和高田市公の施設の指定管理者選定等委員会設置要綱（平成17年告示第33号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第44号

大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成24年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、除票の写し、除票記載事項証明書、除かれた戸籍の附票の写し、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

第2条第2項第1号中「同法第20条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第2号中「同法第20条」を「第20条」に、「を請求する者」を「が必要である旨を申し出る者」に改め、同項第3号及び第4号中「同法第12条の2」を「第12条の2」に改める。

第3条第1項第1号中「附票に」の次に「記載又は」を加え、「消除された住民票」を「除票」に改め、同項第2号中「作成」を「編成」に改め、「含む。）に」の次に「記載又は」を加え、「者で、国内に住所を有する者」を「者」に改め、同条第2項中「死亡した者、失そう宣告を受けた者」を「死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは住民基本台帳法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されている者」に改める。

第4条第1項中「登録（以下「事前登録」という。）」を「事前登録」に改め、同条第2項中「住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（いずれも写真が貼付された有効期限内のものに限る。）その他の本人であることを証するため市長が適当と認める書類」を「別表第1に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類」に改め、同条第3項第1号本文中「代理人の」を「法定代理人に係る」に改め、「本人確認書類」の次に「（別表第1に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類）」を加え、同号ただし書中「ただし」の次に「、法定代理人の資格を証明する書類について」を加え、同項第2号中「法定代理人以外の者」を「任意代理人」に、「代理人の」を「任意代理人に係る」に改め、「本人確認書類」の次に「（別表第1に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類）」を加える。

第5条第1項中「するもの」の次に「とし、申込者に対し本人通知制度事前登録通知書（様式第3号）により、事前登録に関する通知を行うもの」を加える。

第6条第1項中「登録した日」を「事前登録を行った日の翌日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事前登録の期間が満了する日までに次条による事前登録の廃止の申込みがないときは、その期間について更に3年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。第6条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による延長をしたときは、本人通知制度事前登録通知書により、事前登録者に事前登録の期間の延長に関する通知を行うものとする。

第7条第1項中「、又は」を「又は」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「第4項」を「第5項」に改める。

第8条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条ただし書中「、市長が特別な請求と認めた場合」を「、第三者からの請求について、市長が特別な理由があると認めた場合」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

第9条中「当該事前登録」を「事前登録」に改め、同条第2号中「失そう宣告」を「失踪宣告」に改め、同条第3号中「せず、」の次に「住民基本台帳法第8条及び」を加え、「（昭和42年政令第292号）」を削り、同条中第4号を次のように改める。

(4) 第7条第1項の規定による変更の届出がされていないことが判明したとき。

第5号を第4号とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

書類の種類
個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
運転免許証
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のものに限る。）
旅券
在留カード
特別永住者証明書
障害者手帳
官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真付きのもの）
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

別表第2（第4条関係）

書類の種類
健康保険被保険者証
介護保険被保険者証
生活保護受給者証
年金手帳
預金通帳
キャッシュカード
クレジットカード
診察券
学生証（顔写真付きのもの又は顔写真のないもの）
社員証（顔写真付きのもの又は顔写真のないもの）
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

（表）

本人通知制度事前登録申込書

（宛先）大和高田市長

年 月 日

次のとおり事前登録を申し込みます。

申込者（通知を希望する方）本人	住 所			
	氏 名	フリガナ	印	
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	本 籍		筆頭者名	
	連 絡 先			

*代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1. 法定代理人 2. 任意代理人
氏 名	フリガナ 印
住 所	
連 絡 先	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 申込者（通知を希望する方）本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2) あなたがこの申込みに係る法定代理人であるときは、併せて法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）及び法定代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (3) あなたがこの申込みに係る任意代理人であるときは、併せて任意代理人であることを証明する書類（委任状等）及び任意代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

注4 登録期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間となります。廃止の届出がなければ、期間満了後に自動的に登録期間を3年間延長します。

*以下の欄は、記入しないでください。

受 付	区 分	本人等の確認書類	備 考
No.	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

処 理	画 面	戸 籍	受付簿	通 知 日	備 考
入 力				年 月 日	
確 認					

(裏)

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、大和高田市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書（除票を含む。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票（除附票を含む。）の写しに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等〈注〉の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

〈注〉本人等 = (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間を必要としますので、あらかじめご了承ください。
3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、住民票の写し等の種別及び通数、交付請求者の種別です。申請者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第8条により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、その他の内容について確認が必要な場合は「大和高田市個人情報保護条例」に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。
通知の送付先は、事前登録者の住民登録地になります。
4. 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者についての住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
5. 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃止する場合は届出が必要です。転出又は転居、戸籍届出等による変更があった場合、届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。また、通知が複数回にわたり返戻となった場合、事前登録を廃止することがありますのでご注意ください。
なお、事前登録者が死亡した（失踪宣告を受けた場合を含む。）ときや、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
6. 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、法定代理人又は任意代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書と併せて次の書類の提出又は提示が必要となります。
(1) 事前登録者本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
(2) あなたがこの届出に係る法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）及びあなたが法定代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
(3) あなたがこの届出に係る任意代理人であるときは、併せて任意代理人であることを証明する書類（委任状等）及びあなたが任意代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
7. 事前登録の期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間です。廃止の届出がなければ、期間満了日の翌日から自動的に3年間延長されます。廃止を希望される場合は、期間満了前までにその旨の届出をしてください。

様式第3号及び第4号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を交付しましたので、次のとおり通知します。

記

交付年月日	年 月 日		
交付証明書の種別			
交付通数	通	内訳	
交付請求者の種別	本人の代理人請求 第三者請求(個人・法人・八業士)		
備考			

* 住民票の写し等を交付した内容については、大和高田市個人情報保護条例第14条に基づき、自己に係る個人情報の開示を請求することができます。

なお、請求していただいても全てを開示できない場合もありますので、ご了承ください。

様式第4号を第5号に、様式第3号を第4号とし、様式第2号の次に次の1号を加える。

様式第3号（第5条関係）

（表）

年 月 日

住 所

氏 名 様

● あなたの事前登録期間は、つぎのとおりです。

年 月 日 から 年 月 日 まで

<本人通知制度について>

* 登録の期間は、登録日から3年間です。廃止の届出がなければ、期間満了後に自動的に登録期間を3年間延長します。

＊ 通知の対象となる証明書

- 住民票（消除されてから150年以内の除票を含む。）
 - 戸籍の附票の写し（消除されてから150年以内の戸籍の附票の除票を含む。）
 - 戸籍等（除籍、改製原戸籍を含む。）
- ※詳しくは裏面をご覧ください。

＊ 通知の内容

- ① 住民票の写し等の交付年月日
 - ② 住民票の写し等の種別及び通数
 - ③ 交付請求者の種別（代理人、第三者の別）
- ※請求者の氏名、住所は通知できません。この場合、「自己情報の開示請求」を行うことができます。（情報公開室で請求してください。）

＊ 通知の対象とならないもの

- ① 国又は地方公共団体からの請求により交付したとき。
- ② その他、市長が特別な申出又は請求と認めたとき。

裏面もお読みください。

大和高田市 市民課

（裏）

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書（除票を含む。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票（除附票を含む。）の写しに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等《注》の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

《注》本人等 = (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間を必要としますので、あらかじめご了承ください。
3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、住民票の写し等の種別及び通数、交付請求者の種別です。申請者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第8条により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、その他の内容について確認が必要な場合は「大和高田市個人情報保護条例」に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。
通知の送付先は、事前登録者の住民登録地になります。
4. 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者についての住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
5. 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃

止する場合は届出が必要です。転出又は転居、戸籍届出等による変更があった場合、届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。

また、通知が複数回にわたり返戻となった場合、事前登録を廃止することがありますのでご注意ください。

なお、事前登録者が死亡した（失踪宣告を受けた場合を含む。）ときや、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

- 6. 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は法定代理人又は任意代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書と併せて次の書類の提出又は提示が必要となります。
 - (1) 事前登録者本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (2) あなたがこの届出に係る法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）及びあなたが法定代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (3) あなたがこの届出に係る任意代理人であるときは、併せて任意代理人であることを証明する書類（委任状等）及びあなたが任意代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- 7. 事前登録の期間は、登録日（受付日の翌日）より3年間です。廃止の届出がなければ、期間満了日の翌日から自動的に3年間延長されます。廃止を希望される場合は、期間満了前までにその旨の届出をしてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼付されているものに限る。）については、この告示による改正後の大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱別表第1の規定にかかわらず、令和7年12月28日までの間に限り、第4条の規定による申込者又は代理人が本人であることの確認を行うための書類とみなす。

告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区新橋1丁目9番2号
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾーンハウス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

- 3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

- 2 委託した収納事務

さとふると大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

- 3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第48号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、本市における令和2年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 縦覧場所 大和高田市役所 税務課
- 縦覧期間 令和2年4月1日から令和2年4月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

告示第49号

大和高田市子育てサポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子育てサポート事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市子育てサポート事業実施要綱（平成14年告示第123号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民が」を「地域において」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

利用会員は、市内に住所を有する者（出産のため、本市に住所を有する当該利用会員の父母の居宅に一時的に滞在する者を含む。）であって、乳幼児又は小学生を現に養育しているものでなければな

らない。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第5条第1項第1号中「（以下「会員」という。）」を削り、同項第3号及び第4号中「会員」を「サポート会員」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

託児を行う子どもの年齢	派遣するサポート会員の人数
2歳未満	託児を行う子ども1人につき 1人
2歳以上	託児を行う子ども3人につき 1人

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第7条第4項中「別記様式」を「様式第1号」に改める。

第12条を削る。

第11条中「会員」を「利用会員及びサポート会員」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「会員」を「サポート会員」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「会員は」を「利用会員及びサポート会員は」に、「当事者間である会員間」を「当事者間」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（サポート料金等の減免）

第9条 市長は、利用会員が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る措置の影響により支援活動を必要とするときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、サポート料金及び事務費を免除することができる。

2 前項の規定によるサポート料金及び事務費の免除を受けようとする者は、大和高田市子育てサポート事業サポート料金等免除申請書（様式第2号）に、その理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請内容を審査し、サポート料金及び事務費の免除に係る決定をしたときは、その結果を大和高田市子育てサポート事業サポート料金等免除決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

活動日	活動時間帯	1時間当たりのサポート料金		
		子ども1人目	子ども2人目以降1人につき	
			2歳未満	2歳以上
日曜日から土曜日まで（下記の期間を除く。）	午前7時から午後8時まで	600円	600円	300円
	上記以外の時間	700円	700円	350円
12月29日から1月4日まで	午前7時から午後8時まで	700円	700円	350円
	上記以外の時間	800円	800円	400円

備考

1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間の利用があったものとみなし、1時間を超えるときは、30分を単位として1時間当たりのサポート料金の2分の1に相当する金額を加算するものとする。

2 利用会員が支援活動の依頼を取り消す場合は、次のとおり取消料をサポート会員に支払うものとする。

- (1) 前日までの取消し 無料
- (2) 当日の取消し 上記基準により算出された料金の半額
- (3) 無断取消し 上記基準により算出された料金の全額

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

子育て支援活動報告書

託児場所				
利用会員への支援の場合		講演会等での支援の場合		
利用会員氏名 (会員No.) 住所 TEL		講演会等を開催する 団体等の名称		
子どもの名前 ____ (歳) 女・男 ____ (歳) 女・男 ____ (歳) 女・男		講演会等の名称		
支援活動の内容 <input type="checkbox"/> (1) 利用会員又は利用会員の家族の疾病等に伴う子どもの託児 <input type="checkbox"/> (2) 保育所、幼稚園又は幼保連携型認定こども園における教育保育時間前後の子どもの託児 <input type="checkbox"/> (3) 保育所、幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は児童ホームへの子どもの送迎 <input type="checkbox"/> (4) 小学校放課後の子どもの託児 <input type="checkbox"/> (5) その他				
子どもの様子、連絡事項等		託児を要する子どもの総数		
サポート料金等	サポート料金	時間	人数	サポート料金
	1時間当たり 600 円 ×	h ×	人⇒	1時間当たり 600 円
	1時間当たり 700 円 ×	h ×	人⇒	× h 円
	1時間当たり 円 ×	h ×	人⇒	円
	利用料金	100 円		利用料金 100 円
		円		円

年 月 日

大和高田市長 殿

以上のとおり、支援活動の報告をします。

上記の内容に相違ないことを確認しました。

氏 名

印

報告者（サポート会員No. ）

氏 名

印

（裏面）

2 子どもの氏名等

(歳)
(歳)
(歳)

3 免除を受けようとする理由 ※理由を証する書類を添付してください。

様式第3号（第9条関係）

大和高田市子育てサポート事業サポート料金等免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のありました大和高田市子育てサポート事業サポート料金等免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減免期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 子どもの氏名等

(歳)
(歳)
(歳)

3 決定区分

- サポート料金等を免除します。
- 免除しません。
(理由)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者

- (1) 大和高田市大字池田418番地1
 公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

- 2 委託した事務の範囲
 大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管
- 3 委託期間
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第53号

大和高田市自転車駐車場条例（平成5年条例第18号）に定める使用料の収納に関する事務及び大和高田市自動車駐車場条例（平成8年条例第24号）に定める使用料の収納に関する事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示します。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 収納の事務を委託した者の住所、氏名
 奈良県大和高田市池田418番地の1
 社団法人 大和高田市シルバー人材センター
2. 委託した事務の範囲
- (1) JR高田駅西側駐車場に係る使用料の収納
 (2) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
 (3) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
 (4) サイクルポートJR高田に係る使用料の収納
 (5) サイクルポートJR高田西に係る使用料の収納
 (6) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納
 (7) サイクルポート松塚駅に係る使用料の収納
 (8) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納
3. 期 間
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
4. 収納の方法
 口頭、掲示及び自動管理機器による収納

告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地

名 称	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類
 軽自動車税（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第56号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年4月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年3月12日			1							
令和2年3月17日	2	1								
令和2年3月25日	1									
令和2年3月26日	1								1	
令和2年3月31日	1									

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第58号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

- (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
- (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第59号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

告示第62号

大和高田市地域包括ケア会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域包括ケア会議設置要綱を廃止する告示
大和高田市地域包括ケア会議設置要綱（平成18年告示第101号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

公告第6号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

令和2年3月4日

大和高田市長 堀内 大造

○ 臨時運行許可番号標番号

33-84

公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同条第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

1. 施行者の名称

大和高田市

2. 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画公園事業5・5・9号大和高田市総合公園

3. 変更後の事業施行期間

昭和61年2月25日から令和6年3月31日まで

4. 事業地

大和高田市大字出字東半田、字南半田、大字曾大根字四丁田及び大字西坊城字鎌田地内

5. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

公告第9号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和2、3年度大和高田市指定ごみ袋等配送業務委託
2 契約期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（運送・配送）」に登録している者であること。</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は同法第36条第1項の規定による貨物軽自動車運送事業者であること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は貨物軽自動車運送事業者であることを証する書類</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年3月23日（月）から令和2年3月31日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、令和2年3月30日（月）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>

6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年4月7日(火)午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年4月8日(水)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年4月9日(木)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年4月10日(金)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第10号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和2年度大和高田市ケアプラン点検業務委託
2 業務期間	令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市役所
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」に登録している者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (6) 地方公共団体において、ケアプラン点検業務の受託実績を有する者であること。 (7) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」

	<p>欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 4の（6）の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し ④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年3月25日（水）から令和2年4月7日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、令和2年4月6日（月）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年4月17日（金）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年4月21日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年4月23日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p> <p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年4月24日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第11号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

1	業務名	大和高田市都市計画マスタープラン策定業務委託
2	履行場所	大和高田市 全域
3	履行期間	契約締結日から令和4年3月18日（金）まで
4	業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」部門）又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」のうち「検査・分析・調査業務」に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成22年4月1日以降に「都市計画マスタープラン」策定業務（改定の計画を含むが、改定に伴う調査業務のみの場合は含まない。）において管理技術者又は担当技術者として従事した技術者を配置できる者であること。</p> <p>(3) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の有資格者を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>(4) 空間情報総括監理技術者の有資格者を配置できる者であること。なお、(2) (3) (4) に規定する技術者は兼ねることができるものとする。</p> <p>(5) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) (6) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5の(2)に掲げる配置予定者の平成22年4月1日以降における同種業務の実績を証明できるもの（テクリス技術者情報の印刷等）</p> <p>③ 5の(3)に掲げる管理技術者として配置予定者の資格者証の写し</p>

	<p>④ 5の（4）に掲げる資格者証の写し ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） （3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 令和2年3月30日（月）から令和2年4月8日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。 （1）配布の期間 令和2年3月30日（月）から令和2年4月8日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （2）配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （3）配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） （1）受付期限 令和2年4月20日（月）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和2年4月21日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和2年4月23日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p> <p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和2年4月24日（金）午前9時40分</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥10,080,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第12号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年3月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	片塩小学校既存校舍解体及び備蓄倉庫、外部便所倉庫新築工事
-------	------------------------------

2 工事場所	大和高田市 旭北町 地内（片塩小学校）
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月25日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における解体工事の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年3月30日（月）から令和2年4月3日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年3月30日（月）から令和2年4月3日（金）まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年4月24日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年4月27日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年5月7日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年5月8日（火）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供す</p>

	るとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限比較価格	¥119,360,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

議会

議会規則第1号

大和高田市議会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市議会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月26日

大和高田市議会議長 萬津 力則

大和高田市議会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市議会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則
 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和高田市議会が保有する公文書の開示に関する規則（平成13年議会規則第1号）
- (2) 大和高田市議会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年議会規則第2号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月25日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和2年3月10日（火）午後3時00分
- 2 場所
市役所 4階 委員会室
- 3 議案
第1号 教職員人事について

第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第5号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年3月17日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年3月24日（火） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 大和高田市選挙管理委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程について

第2号 在外選挙人名簿の抹消について

第3号 平成31年4月21日執行の大和高田市長選挙における収支報告書の要旨の公表について

第4号 平成31年4月21日執行の大和高田市議会議員選挙における収支報告書の要旨の公表について

第5号 その他

選挙管理委員会告示第6号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年3月23日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年3月30日（月） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 大和高田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

第2号 その他

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市選挙管理委員会
が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

大和高田市選挙管理委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市選挙管理
委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 大和高田市選挙管理委員会が保有する公文書の開示に関する規程（平成13年選挙管理委員会告示第51号）
- (2) 大和高田市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年選挙管理委員会告示第52号）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月21日執行の大和高田市市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月24日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第9号

平成31年4月21日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月24日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第10号

大和高田市選挙管理委員会規程（昭和36年選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

大和高田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

第14条の3第3項中「職員」の次に「（常時勤務を要する職を占めるものに限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 事務局に置く会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の任用については、大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第5号）の任用の例による。

第14条の6第3号中「臨時職員の任用」を「臨時的任用」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

農業委員会

農業委員会告示第3号

令和2年第4回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

令和2年3月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年4月10日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項についての通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

監査委員

監査委員告示第2号

大和高田市監査委員が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市監査委員が保有する個人情報保護に関する規程を廃止する規程を次のとおり定める。

令和2年3月25日

大和高田市代表監査委員 田中 俊男

大和高田市監査委員が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市監査委員が保有する個人情報保護に関する規程を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 大和高田市監査委員が保有する公文書の開示に関する規程（平成13年監査委員告示第7号）
- (2) 大和高田市監査委員が保有する個人情報保護に関する規程（平成13日監査委員告示第8号）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

固定資産評価委員

固定資産評価審査委員会規程第1号

大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

大和高田市固定資産評価審査委員会

大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報保護に関する規程を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する公文書の開示に関する規程（平成13年固定資産評価審査委員会告示第1号）
- (2) 大和高田市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報保護に関する規程（平成13年

固定資産評価審査委員会告示第2号)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公平委員会

公平委員会規則第1号

大和高田市公平委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

大和高田市公平委員会委員長 鹿嶋 章

大和高田市公平委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和高田市公平委員会が保有する公文書の開示に関する規則（平成13年公平委員会規則第2号）
- (2) 大和高田市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年公平委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公営企業

企業管理規程第1号

大和高田市上下水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市上下水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程及び大和高田市上下水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 大和高田市上下水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程（平成13年企業管理規程第1号）
- (2) 大和高田市上下水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年企業管理規程第2号）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

企業管理規程第2号

大和高田市上下水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

第14条第2項中「、別表第1に定めるところによる」を「、上水道事業にあつては別表第1に定めるところにより、下水道事業にあつては別表第3に定めるところによる」に改める。

第25条第3項中「、法定福利費、賃金」を「及び法定福利費」に改める。

第69条第1項中「竣工」を「しゅん工」に改める。

別表第1中

「

配水費		配水池、その他配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
	報酬	臨時職員又は嘱託員等に対する報酬
	給料	職員の本給
	職員手当	職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当
	賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
	法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
	旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
	賃金	臨時雇用及び人夫の賃金
	被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費

」を

「

配水費		配水池、その他配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
	報酬	臨時職員又は嘱託員等に対する報酬
	給料	職員の本給
	職員手当	職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当
	賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
	法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等

		<p>旅費</p> <p>被服費</p>	<p>旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費</p> <p>被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費</p>	
「				」に、
「	<p>給水費</p>	<p>報酬</p> <p>給料</p> <p>職員手当</p> <p>法定福利費</p> <p>旅費</p> <p>賃金</p> <p>被服費</p>	<p>給水装置に附属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用</p>	
「				」を
「	<p>給水費</p>	<p>報酬</p> <p>給料</p> <p>職員手当</p> <p>法定福利費</p> <p>旅費</p> <p>被服費</p>	<p>給水装置に附属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用</p>	
「				」に、
「	<p>総係費</p>	<p>報酬</p>	<p>事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用</p>	

	給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 賃金 被服費			
「				」を、
「	総係費	事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用		
	報酬 給料 職員手当 退職給付費 旅費 被服費			
				」に改める。
別表第2中				
「				
旅費	支出決定のとき	支出しようとする額又は概算旅費の額	旅行命令簿兼旅費請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
賃金	雇入れのとき 支出決定のとき	賃金単価、雇用人員及び雇用期間の積算額 支出しようとする額	賃金支給明細書 賃金支給明細書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
被服費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書 見積書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるもの、単価契約された

				ものは支出負担行為兼 支出命令書によること ができる
--	--	--	--	----------------------------------

」を、

「

旅費	支出決定のとき	支出しようとする額又は概算旅費の額	旅行命令簿兼旅費請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
被服費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書 請求書 見積書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるもの、単価契約されたものは支出負担行為兼支出命令書によること ができる

」に

改める。

別表第3中

「

管渠費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費	管渠の維持及び作業に要する費用 臨時職員又は嘱託員等に対する報酬 職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当 職員の退職手当 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等 旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費 臨時雇用及び人夫の賃金 被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
-----	---	--

」を

「

管渠費	報酬	管渠の維持及び作業に要する費用 臨時職員又は嘱託員等に対する報酬
-----	----	-------------------------------------

	給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費	職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当 職員の退職手当 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等 旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費 被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費	」に、
「	受託事業費 報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費	管渠工事等の受託工事に要する費用	」を
「	受託事業費 報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費	管渠工事等の受託工事に要する費用	」に、
「	普及指導費 報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費	公共下水道の普及指導に要する費用	」に、

普及指導費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費	公共下水道の普及指導に要する費用	」を
			」に、
業務費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費	下水道使用料の調定、集金及び検針その他業務に要する費用	」を
業務費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費	下水道使用料の調定、集金及び検針その他業務に要する費用	」に、
総係費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費	事業活動の全般に関連する費用並びに使用料の調定、集金、検針その他の業務に要する費用	

	旅費 賃金 被服費			」を
「 総係費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費	事業活動の全般に関連する費用並びに使用料の調定、 集金、検針その他の業務に要する費用		」に、
「 管路建設費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費	管渠新設工事に要する費用		」を
「 管路建設費	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費	管渠新設工事に要する費用		」に、
「 管路改良費	報酬 給料 職員手当 退職給付費	管渠更生工事に要する費用		

	法定福利費 旅費 賃金 被服費		
「			」を
「	管路改良費	管渠更生工事に要する費用	
	報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 被服費		
			」に

改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

上下水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和2年3月24日

（大和高田市上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
（株）K's Corporation 神栄総社（株）	北村 仁 今西 幸子	大阪市東淀川区東中島1-17-18 北葛城郡上牧町上牧2565-1

上下水道事業公告第3号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年3月27日

（大和高田市上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	配水管布設替工事（S01）
2 工事場所	大和高田市 大中 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年7月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年3月30日（月）から令和2年4月3日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年3月30日（月）から令和2年4月3日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年4月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和2年4月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年4月23日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 令和2年4月24日（金）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥13,830,000－（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>